

平成 30 年

第 2 回定例会会議録

平成 30 年 3 月 1 日

）

平成 30 年 3 月 20 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第10号	1
○会期日程	2
○応招議員	4
○町長提出議案一覧表	5

会期第1日 [第1号] (3月1日 (木))

○招集年月日、招集場所	9
○出席議員	9
○欠席議員	9
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	9
○本会議に職務のため出席した者の氏名	9
○開 会	10
○開 議	11
○日程第 1 会議録署名議員の指名	11
○日程第 2 会期の決定	11
○日程第 3 諸般の報告	12
○日程第 4 選任第 1号 議会運営委員会委員の選任について	20
○日程第 5 選挙第 1号 新潟県中越福祉事務組合議会議員の選挙につ て	20
○日程第 6 議案第34号 平成30年度田上町一般会計予算議定について	21
○日程第 7 議案第35号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定につ いて	21
○日程第 8 議案第36号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定に ついて	21
○日程第 9 議案第37号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定に ついて	21
○日程第10 議案第38号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定 について	21
○日程第11 議案第39号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定に ついて	21

○日程第12	議案第40号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について ……………	21
○日程第13	議案第41号	同年度田上町水道事業会計予算議定について ……………	21
○日程第14	議案第12号	田上町小規模企業振興基本条例の制定について ……………	29
○日程第15	議案第13号	田上町立認定こども園条例の制定について ……………	29
○日程第16	議案第14号	田上町訪問看護事業財政調整基金条例の制定について ……………	29
○日程第17	議案第18号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について ……………	29
○日程第18	議案第19号	田上町介護保険条例の一部改正について ……………	29
○日程第19	承認第1号	専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について……………	31
○日程第20	承認第2号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について……………	31
○日程第21	議案第11号	田上町工場立地法地域準則条例の制定について ……………	32
○日程第22	議案第15号	田上町指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について ……………	32
○日程第23	議案第16号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について ……………	32
○日程第24	議案第17号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について ……………	32
○日程第25	議案第20号	田上町手数料徴収条例の一部改正について ……………	32
○日程第26	議案第21号	田上町住民主体型通所サービス施設設置及び管理等に関する条例の一部改正について ……………	32
○日程第27	議案第22号	田上町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について ……………	32
○日程第28	議案第23号	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について ……………	32
○日程第29	議案第24号	田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について ……………	32
○日程第30	議案第25号	田上町道路線の認定について ……………	34
○日程第31	議案第26号	平成29年度田上町一般会計補正予算（第12	

	号) 議定について	3 5
○日程第 3 2	議案第 2 7 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) 議定について	3 5
○日程第 3 3	議案第 2 8 号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について	3 5
○日程第 3 4	議案第 2 9 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について	3 5
○日程第 3 5	議案第 3 0 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について	3 5
○日程第 3 6	議案第 3 1 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について	3 5
○日程第 3 7	議案第 3 2 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について	3 5
○日程第 3 8	議案第 3 3 号 同年度田上町水道事業会計補正予算 (第 4 号) 議定について	3 5
○散 会		3 8
○議事日程第 1 号		3 9

会期第 8 日 [第 2 号] (3 月 8 日 (木))

○招集年月日、招集場所	4 3
○出席議員	4 3
○欠席議員	4 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	4 3
○本会議に職務のため出席した者の氏名	4 3
○開 議	4 4
○日程第 1 一般質問	4 4
1 1 番 池 井 豊 君	4 4
3 番 小 嶋 謙 一 君	5 5
1 番 高 取 正 人 君	6 4
○散 会	6 9
○議事日程第 2 号	7 0

会期第9日 [第3号] (3月9日 (金))

○招集年月日、招集場所	7 1
○出席議員	7 1
○欠席議員	7 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	7 1
○本会議に職務のため出席した者の氏名	7 1
○開 議	7 2
○日程第 1 一般質問	7 2
10番 松原良彦君	7 2
○日程第 2 承認第 1号 専決処分(平成29年度田上町一般会計補正予算(第10号))の報告について	8 4
○日程第 3 承認第 2号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第11号))の報告について	8 4
○日程第 4 議案第11号 田上町工場立地法地域準則条例の制定について	8 6
○日程第 5 議案第15号 田上町指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について	8 6
○日程第 6 議案第16号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	8 6
○日程第 7 議案第17号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	8 6
○日程第 8 議案第20号 田上町手数料徴収条例の一部改正について	8 6
○日程第 9 議案第21号 田上町住民主体型通所サービス施設設置及び管理等に関する条例の一部改正について	8 6
○日程第10 議案第22号 田上町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について	8 6
○日程第11 議案第23号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について	8 6
○日程第12 議案第24号 田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	8 6
○日程第13 議案第25号 田上町道路線の認定について	9 1
○日程第14 議案第26号 平成29年度田上町一般会計補正予算(第12	

		号) 議定について ……………	9 2
○日程第 1 5	議案第 2 7 号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) 議定について ……………	9 2
○日程第 1 6	議案第 2 8 号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について ……………	9 2
○日程第 1 7	議案第 2 9 号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について ……………	9 2
○日程第 1 8	議案第 3 0 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について ……………	9 2
○日程第 1 9	議案第 3 1 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について ……………	9 3
○日程第 2 0	議案第 3 2 号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について ……………	9 3
○日程第 2 1	議案第 3 3 号	同年度田上町水道事業会計補正予算 (第 4 号) 議定について ……………	9 3
○散 会			1 0 4
○議事日程第 3 号			1 0 5

会期第 2 0 日 [第 4 号] (3 月 2 0 日 (火))

○招集年月日、招集場所			1 0 7
○出席議員			1 0 7
○欠席議員			1 0 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名			1 0 7
○本会議に職務のため出席した者の氏名			1 0 7
○開 議			1 0 8
○日程第 1	議案第 1 2 号	田上町小規模企業振興基本条例の制定について ……	1 0 8
○日程第 2	議案第 1 3 号	田上町立認定こども園条例の制定について ……	1 0 8
○日程第 3	議案第 1 4 号	田上町訪問看護事業財政調整基金条例の制定に ついて ……………	1 0 8
○日程第 4	議案第 1 8 号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について ……	1 0 8
○日程第 5	議案第 1 9 号	田上町介護保険条例の一部改正について ……	1 0 8
○日程第 6	議案第 3 4 号	平成 3 0 年度田上町一般会計予算議定について ……	1 1 0

○日程第 7	議案第 35 号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について ……………	1 1 0
○日程第 8	議案第 36 号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について ……………	1 1 0
○日程第 9	議案第 37 号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について ……………	1 1 0
○日程第 10	議案第 38 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について ……………	1 1 0
○日程第 11	議案第 39 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について ……………	1 1 0
○日程第 12	議案第 40 号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について ……………	1 1 0
○日程第 13	議案第 41 号	同年度田上町水道事業会計予算議定について ……	1 1 0
○日程第 14	発議第 1 号	財務省の公文書「改ざん」の真相を求める意見書について ……………	1 1 6
○日程第 15	議員派遣の件について ……………		1 1 8
○日程第 16	閉会中の継続調査について ……………		1 1 9
○閉 会	……………		1 2 0
○議事日程第 4 号	……………		1 2 2

田上町告示第10号

平成30年 第2回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月13日

田上町長 佐藤邦義

1. 期 日 平成30年3月1日
2. 場 所 田上町議会議場

平成30年 第2回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
3. 1 (木)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・人事案件上程 (提案説明・質疑・採決) ・平成30年度予算議案上程 (町長施政方針演説・質疑・予算審査特別委員会設置及び付託) ・同年度予算関連議案上程 (提案説明・質疑・予算審査特別委員会付託) ・その他議案上程 (提案説明・質疑・各常任委員会付託) ・散 会
			本会議終了後
3. 2 (金)			議案調査
3. 3 (土)			(休 会)
3. 4 (日)			(休 会)
3. 5 (月)			議案調査
3. 6 (火)	午前 9 : 0 0	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
3. 7 (水)	午前 9 : 0 0	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
3. 8 (木)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・散 会
			本会議終了後
3. 9 (金)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・散 会

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
3. 1 0 (土)			(休 会)
3. 1 1 (日)			(休 会)
3. 1 2 (月)			議案調査
3. 1 3 (火)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 1 4 (水)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 1 5 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 1 6 (金)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 1 7 (土)			(休 会)
3. 1 8 (日)			(休 会)
3. 1 9 (月)			議案調査
3. 2 0 (火)	午後 1 : 3 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会

応招議員（12名）

1番	高	取	正	人	君
3番	小	嶋	謙	一	君
4番	皆	川	忠	志	君
5番	今	井	幸	代	君
6番	椿		一	春	君
7番	浅	野	一	志	君
8番	熊	倉	正	治	君
9番	川	崎	昭	夫	君
10番	松	原	良	彦	君
11番	池	井		豊	君
12番	関	根	一	義	君
14番	小	池	真	一郎	君

平成30年第2回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
選任第1号	議会運営委員会委員の選任について
選挙第1号	新潟県中越福祉事務組合議会議員の選挙について
承認第1号	専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について
承認第2号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について
議案第11号	田上町工場立地法地域準則条例の制定について
議案第12号	田上町小規模企業振興基本条例の制定について
議案第13号	田上町立認定こども園条例の制定について
議案第14号	田上町訪問看護事業財政調整基金条例の制定について
議案第15号	田上町指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
議案第16号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第17号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第18号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第19号	田上町介護保険条例の一部改正について
議案第20号	田上町手数料徴収条例の一部改正について

議案番号	件名
議案第21号	田上町住民主体型通所サービス施設設置及び管理等に関する条例の一部改正について
議案第22号	田上町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
議案第23号	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について
議案第24号	田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第25号	田上町道路線の認定について
議案第26号	平成29年度田上町一般会計補正予算（第12号）議定について
議案第27号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第5号）議定について
議案第28号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第29号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第30号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第31号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第32号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
議案第33号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について
議案第34号	平成30年度田上町一般会計予算議定について

議案番号	件名
議案第35号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
議案第36号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
議案第37号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
議案第38号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
議案第39号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
議案第40号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
議案第41号	同年度田上町水道事業会計予算議定について

第 1 号

(3 月 1 日)

平成30年田上町議会
第2回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 平成30年3月1日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 9番 | 川 崎 昭 夫 君 |
| 4番 | 皆 川 忠 志 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 5番 | 今 井 幸 代 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 | 14番 | 小 池 真一郎 君 |
- 4 欠席議員
な し
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 佐 藤 邦 義 | 町 民 課 長 | 鈴 木 和 弘 |
| 副 町 長 | 小日向 至 | 保健福祉課長 | 吉 澤 宏 |
| 教 育 長 | 丸 山 敬 | 会 計 管 理 者 | 佐 藤 正 |
| 総 務 課 長 | 吉 澤 深 雪 | 教 育 委 員 会 長 | 福 井 明 |
| 地 域 整 備 課 長 | 土 田 覚 | 事 務 局 長 | |
| 産 業 振 興 課 長 | 渡 辺 仁 | 代 表 監 査 委 員 | 大 島 甚一郎 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨 |
| 書 記 | 渡 辺 真夜子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 会

議長（熊倉正治君） 改めておはようございます。本日、平成30年第2回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐藤町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） 改めまして、皆さんおはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、平成30年第2回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄何かとご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

さて、今年の冬は暖冬と思われましたが、1月下旬から続いた大雪のため、西日本を中心に大荒れの天気となり、高速道路の通行止めや、あるいはJR等の運休など、各地で多くの被害が発生をいたしました。その後も強い冬型の気圧配置によりまして、東北の日本海側と北陸を中心とする記録的な大雪のため、県内各地で雪による死亡事故が相次ぐなど、大変な状況が続きました。当町でも24時間体制での除雪作業等を行ってまいりましたが、降りやまぬ雪に除雪が追いつかず、町民の皆さんに大変な迷惑をおかけをいたしました。そのような関係もありまして、1月下旬には除雪経費に不足が発生し、専決補正で対応してまいりましたが、その後の降雪によりまして2月上旬も専決補正を繰り返すなど、近年経験したことのない除雪作業や、あるいは雪の搬出、運搬作業に建設業者など、多くの皆さんに大変なご苦勞をおかけをいたしました。残念ながら今日も雨風が強くなるという予報ですが、それでもようやく春の日差しを感じる季節となりました。このまま桜の季節を迎えたいものであります。また、平昌冬季オリンピックも終わりました。今までにないメダルラッシュの明るい話題に日本中が沸き立ちました。当町におきましては、念願でありました田上町交流会館の建設に向けまして本格的な基礎のくい打ち作業が今月の19日から始まりますが、来庁者の皆さんにご迷惑をおかけしないよう作業を進め、来年の春の完成を目指してまいります。

さて、今定例会におきましては、笹川議員の辞職に伴い、議会運営委員会委員の選任等の人事案件もありますが、執行提案といたしましては、今ほどお話申し上げ

ました除雪経費に関連いたします、平成29年度の一般会計補正予算2件の専決処分
の報告、また条例関係としては工場立地法地域準則条例や小規模企業振興基本条例、
認定こども園条例や訪問看護事業財政調整基金条例など、5件の条例の制定につい
て、また議会議員の報酬に関する条例や特別職の給与に関する条例あるいは道路占
用料徴収条例や介護保険条例等、9件の条例の一部改正及び町道路線の認定につい
てであります。

また、年度末に至りまして、平成29年度の一般会計及び各特別会計の事業の完了
による経費の整理に伴う補正予算8件と、後ほど施政方針で説明申し上げますが、
平成30年度の一般会計及び各特別会計予算8件の人事案件を含む合計35議案となっ
ております。

今定例会は、新年度予算の審議をお願いする議会であり、提出議案も多いことか
ら長期間にわたると思いますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、
招集の挨拶といたします。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時05分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（熊倉正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により

3番 小 嶋 謙 一 議員

4番 皆 川 忠 志 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（熊倉正治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会

の議を経まして、本日1日から20日までの20日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日から20日までの20日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長(熊倉正治君) 日程第3、諸般の報告を行います。

去る2月20日、笹川修一議員から一身上の都合により、2月28日をもって議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定により、2月21日にこれを許可いたしましたので、報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の11月分、12月分、1月分並びに同法第199条第9項の規定による定期監査結果報告書が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

次に、本日までに受理した陳情は、核兵器禁止条約に調印を求める意見書の提出に関する陳情、障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願いの2件であります。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員の出席を求めております。

以上で議長報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について、委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 皆川忠志君登壇)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 改めましておはようございます。総務産経常任委員長の皆川でございます。総務産経常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

委員会は、2月15日に開催いたしました。今回の所管事務調査は、総務課の少子化・定住対策事業の実施状況、地域整備課の平成29年度工事実施状況及び今回の大雪に伴う除雪状況と予算の状況、最後に産業振興課の平成30年産米の生産数量目安及び今後の農業の課題、最後に田上町小規模企業振興基本条例と田上町工場立地法地域準則条例について調査をいたしました。

それでは、概略を報告いたします。まず、総務課の少子化・定住対策事業の実施

状況ですが、16の事業について説明がございました。事業について、進捗もそうですけれども、濃淡が若干あるなというふうに感じたところであります。そのうち30年度に継続する事業が14事業、また出会いサポートの業務委託が29年度に終了、そして子育て応援米、これは現金あるいは商品券等を含め、内容を変更して継続するとの説明がございました。

また、多世帯同居住まい推進リフォーム補助金、これは実績として半分でございますけれども、以前実施しておりましたリフォーム助成は効果があったと思うが、どうかというような意見がございました。

現在実施している多世帯同居住まい推進リフォーム補助金、これもまだまだ引き合いがあり、定住化対策としては意味があるものだということで、今後も続けていきたいとの説明がございました。

次に、地域整備課の29年度工事実施状況については、道路河川公園等工事については2月に発注がまだ6件ありますけれども、その他の発注はほぼ順調に進んでいるとの説明がございました。

また、一部に契約変更せざるを得ないものがあったとの説明がありましたが、ほぼ順調に進んでいるというような説明がございました。

また、下水道工事の公共ます設置工事は5カ所を予定していたわけですが、相手方建設工事に変更になった等の理由で2カ所となり、不用額が出るというような説明がございました。

また、上水道工事についてはほぼ予定どおりに進んでいるという説明がございました。

次に、今回の大雪に伴う除雪実施状況等の説明ですが、降雪量は384センチ、これは21回除雪を行いました23年度の421センチ以来の降雪量になっているというような説明がございました。私としても実感として大変だったなというふうに感じております。

除雪の実施状況は、車道除雪では早朝、日中の町内一斉で合わせて20回、同じく部分除雪で9回、歩道除雪では同じく16回実施したというような説明がございました。

予算の関係でございますけれども、当初予算7回分6,226万2,000円、これは既に先ほども町長の挨拶ありましたけれども、既に超過しているということで、1月24日に1,861万4,000円、それから2月6日に以降の15回の除雪あるいは排雪費用として1億143万円を専決したとの説明がございました。今後は除雪がなければいいなとい

うふうに感じているところであります。

質疑の中では、ロータリー除雪車を検討できないかというような質問がございましたけれども、値段も高く、時間もかかるため、難しいというような説明がございました。

最後に、産業振興課関係でございますけれども、まず平成30年度以降の米政策について説明がございました。これは、47年間にわたる国による、いわゆる減反政策が廃止され、今までの生産数量目標配分が廃止されるわけですけれども、加えて直接支払交付金が廃止になるとの説明がございました。

このような中で、田上町の平成30年産米の生産数量の目安につきましては6月に県から数量が示されたわけですけれども、田上町の実態を考慮すると受け入れられないという結論に至った。町とすれば、今後も需要に応じた米づくりを行う必要があるという考え方から農業再生協議会の総会の決定を経まして、30年産米の生産数量目安は28年度の実績を基本として配分するというような説明がございました。具体的には、2899.34トン、昨年に比べ0.5%の増となります。

また、作付目標面積率は58.1%で、前年比0.4%増になるとの説明がございました。

また、あわせて町の単独助成であります30年度の実績調整推進助成金の考え方の説明もございました。

最後に、これは事前勉強を兼ねまして、今議会に提案される予定の田上町小規模企業振興基本条例と田上町工場立地法地域準則条例について調査を行い、理解を深めたところであります。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。皆川委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 皆様、おはようございます。社会文教委員長の松原でございます。それでは、私のほうから社会文教常任委員会所管事務調査ということで、先般、平成30年2月15日当議会委員会室で行われました報告をいたします。

議題は、国民健康保険制度改正についてでございます。町民課長から説明をいただきました。今回は、大変たくさんの資料が準備されておりまして、国民健康保険の現状や国民健康保険制度改革の概要などがございました。そのほかに平成30年度からの国民健康保険制度の改正についての説明がございました。特に田上町の被保険者の状況では、被保険者数全体に占める65歳から74歳、これは前期高齢者でござ

いますが、その割合は増加しており、28年度においては4割を超え、全国平均を上回っていることや、1人当たりの医療費は全国平均及び新潟県平均よりも高い水準で推移しているとの説明がございました。

前にもお話しいたしましたが、4月からは都道府県と市町村が一体化し、国保を運営すること、4月から保険税の徴収方法が変更することはお話しいたしましたが、そのほかに保険証などの発行、保険税の賦課徴収等などの事務関係は今までと変わりません。変わるものは幾つかございますので、お話しいたしますと、保険税の軽減判定所得の改正や、入院中の食事代や、65歳以上の人が療養病床に入院したとき、居住費負担額の中で値上げする箇所もあるとの説明がございました。

質問が2点ほどございましたので、簡単でございますが、お話しいたします。4月、5月、6月と従来暫定で支払いしていましたが残りの9カ月にかぶってくるが、今でも低所得者の方々は困難な支払いを余儀なくされている、何か対策等考えておられますかという質問がございました。答弁では、きずなパンフレット等を活用して十分周知していきたい、また低所得者対策としては、平成30年度には軽減判定所得の見直しによる拡大が予定されているとのお話がございました。

次に、国民健康保険給付準備基金の残高が都道府県化することにより、町の国保への影響することなど、不利になることはありませんかという質問がございました。これには国、県の会議においても存続させるという説明がありましたので、不利になることはないというお話がございました。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長からの所管事務調査の報告を終わります。

次に、各一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を求めます。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 池井でございます。加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告をさせていただきますが、今回はいつもの報告とかえて、異例ではございますが、議会の内容は簡略に報告し、皆さんに問題を提起するという形で報告させていただきたいと思っております。

開催日、平成29年12月22日でございます。5号議案、6号議案、7号議案、8号議案とございました。

5号議案については、後で詳細に説明いたします。

6号議案については、平成28年度の決算でございます。数字については添付資料を参照してください。

それから、7号議案、8号議案については、平成29年度の補正でございます。人事院勧告による給与の改定等がメインでございます。

5号議案についてでございますが、要は簡単に言いますと、焼却場、ここから見えますけれども、焼却場が7月の18日から8月の10日まで修理が必要になったため、ごみが燃やせなくなって、新潟市に処分を依頼したというようなものでございます。

皆さん、ごみの焼却場については12月議会において小嶋議員が提出のもと、何とか新たな改築計画を策定するよという要望書を、意見書を提出したわけでございます。そんな中、議長からの報告に、皆さんも聞いていると思いますが、相変わらず直せば新品だと、清掃センターは問題はないという答弁でございました。しかしながら、昨年7月18日から8月10日まで、ごみは燃やせない状況になって、新潟市西区の焼却場に焼却を依頼したという状況が生まれておりました。そんな中、その手続上の問題も関根議員から専決処分のやり方についても問題提起もございましたが、ここで申し上げたいのは、私が質問した点です。仮置き場とはどこのことを、どのような状態になっているもののかを言うのかという質問と、仮置き場に燃やせないごみが置いてある状態が常態化しているのではないのかというような質問をしました。仮置き場については、野積みになっている、裏のストックヤードというふうに表現したりするのですけれども、ここから見ればわかるのですけれども、ブルーシートが今かかっている焼却場の裏のところですよ。そこが仮置き場です。ストックヤードとも言います。それで、あと常態化とはどういう状態のことを言うのかといたら、何とかいうふうに答えたのです。365日のうちで1日でもない状態があったら、それは常態化していないというふうに答えました、事務局は。皆さんどう思います。普通なら365日のうち200日、300日あるような状態だったらもう常態化しているというふうにとるのが普通だと思います。これ皆さん議員に一人ひとりにこの質問を真摯に受けとめてもらいたいと思います。ということは、365日の364日あそこにごみが放置されて、その周りに住宅ありませんから、悪臭はそうそう影響はないでしょうけれども、それに溶け出した雨水で流されたようないろんなものが周辺にまき散らされているということも田上町住民は強いられているというようなことなのです。これを消防衛生保育組合の事務局は常態化していないと言って放置している状況があるということです。

議会の中では、仮置き場の状態が常態化しないよというふうに要望は申し入れ

て、16時間燃やすというような話でしたけれども、先ほどの加茂市長への要望書、焼却場は直せば新品、問題はないと言いながら、燃やし切れないごみがずっとあそこに積み重なっている状態が続いているのです。いいですか、皆さん、これ休憩時間見てください。ブルーシートかぶってしっかりありますから。今関根議員は、毎日のようにそれをチェックするようにしていただいておりますけれども、このような田上町にごみ焼却場があって、あんな古い、あんなに機能不全を起こす焼却場があるのに、それを認めないで、それに加え、ごみがストックヤードに仮置きされて、常態化していることすら認めないという、このような状況を田上町の議員としてちゃんとチェックしているのかと住民に問われたとき、どう答えればいいのでしょうか、我々は。いいですか、この常態化されている、事実上常態化しているごみの仮置き状態を我々は議員としてちゃんとそれをチェックし、加茂市長にしっかりとぶつけて、この現状のもと、焼却場清掃センターの改築計画をしっかりと求めることを重ねて要望していく必要があると思いました。このようなやりとりが12月の定例会で行われたことを報告して組合議会の報告にさせていただきます。

以上です。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。池井議員、ご苦労さまでした。

次に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

（5番 今井幸代君登壇）

5番（今井幸代君） おはようございます。それでは、平成30年三条地域水道用水供給企業団議会第1回定例会のご報告をさせていただきます。

平成30年2月27日、三条地域水道用水供給企業団事務所において開催されました。今回提出された議案は2件で、三条地域水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部改正についてと、平成30年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の2件であります。

まず、議第1号でありました条例の一部改正についてですが、これは平成8年度から企業団施設の一部完成に伴いまして、水道用水供給を開始しましたが、その後の調整池整備の完了等に伴う配水量の変化により、基本料金と使用料金の計算基礎水量割合が異なる状況となり、現在企業団構成団体間で1立方当たりの実質料金負担額に差異が生じている、この料金格差を段階的に是正をしていくために平成25年に料金単価の見直しを行い、引き続き5年ごとに供給単価の差異を縮小することから、平成30年度から平成34年までの間の料金単価を設定するものであります。

今回は、基本料金単価、現行では三条市が75円、加茂市、田上町は73円を、改定後は三条市が75円から63.11円へ、加茂市、田上町は73円から67.90円へ改定がなされます。

使用料金単価に関しましては、三条市は21.20円、加茂市、田上町は21.30円をそれぞれ25.80円へ改定がなされます。しかしながら、構成団体水道事業への影響を考慮いたしまして、経過措置を設けてあります。

今回の料金単価の改定によりまして、料金総額が増加することになります加茂市、田上町においては新料金単価の適用を平成32年度からとし、平成30年度及び平成31年度は現行の料金単価が適用されます。

三条市に適用されます、平成30年度及び平成31年度の基本料金単価に関しましては、新基本料金単価63.11円に0.43円を上乗せをした額といたしまして、三条市では基本料金単価、こちらが現行75円、これを平成30年、平成31年度は63.54円へ、経過措置として使用料金単価のほうは21.20円、これ現行から平成30年度、31年度に関しては25.80円という形で経過措置がなされるものであります。

議第2号 平成30年度三条用水水道供給企業団水道用水供給事業会計予算に関しましては、お手元に配付いたしました予算書のとおり、収益的収入及び支出に関しては収入12億4,733万5,000円、支出9億8,043万6,000円、資本的収入及び支出に関しましては、収入10億1,243万4,000円、支出15億9,211万3,000円とするものとし、それぞれ特に特質した議論もなく、原案可決となりました。

以上、報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。今井議員、ご苦労さまでした。

次に、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告を求めます。

（3番 小嶋謙一君登壇）

3番（小嶋謙一君） 皆さん、おはようございます。去る2月26日に三条市役所で開会されました、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会、第1回定例会の報告をいたします。

提出議案は、議第1号 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合財政調整基金条例の制定について、議第2号 平成30年度三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合会計予算の2議案であります。

議案及び予算書の内容は、資料としてお手元に配付してあります。

執行事務当局の説明によりますと、財政調整基金は施設組合の健全な財政運営を図るため設置するもので、老朽化している施設の整備を計画的に行っていくためと

して、積み立てる額は予算で定める額及び各会計年度における決算余剰金のうち管理者が定める額としています。

次に、30年度会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億604万5,000円と定め、歳入では特に受託事業収入が入居者の減少に伴い、前年度と比較して524万4,000円の減となっていることが影響し、歳入合計は前年より371万7,000円減少しています。歳出では、措置費が同様の要件から前年度と比較して372万3,000円少なく、これが歳出に影響し、歳出合計は前年より371万7,000円の減となっています。

提出された2議案については、審議の結果原案どおり可決しました。

なお、当養護老人ホームには平成29年3月31日の時点で定員100名のところ、90名の方が入居しています。田上町からは4名の方が入居されています。

また、定例会後に監査委員として例月出納検査を行った席上、財政調整基金の設置に当たって、くれぐれも入居者へサービスの低下を及ぼすことがないように伝えたことを申し添え、施設組合議会第1回定例会の報告を終わります。

以上です。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。小嶋議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（10番 松原良彦君登壇）

10番（松原良彦君） それでは、私のほうから新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

お手元の報告書、42ページからごらんください。期日は、平成30年2月24日の日、新潟県自治会館で行われました。

議案数は8本ございまして、ともに内容は見直しによるものでございます。

平成30年度及び31年度の保険税の改定、低所得者に対する保険税率軽減対象者の拡充、医療広域連合個人情報保護条例の一部改正、地方公務員の育児休業等に関するもので、3議案とも条例の一部改正でございました。

続きまして、29年度後期高齢者一般会計補正予算（第2号）は、2万8,000円は共通経費負担金等の精算に使うもので、歳出合計11億5,002万7,000円になります。

続きまして、29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございまして、前年度繰越金の確定に伴う医療財政調整基金積立金の追加等などでございました。補正後は、2,683億7,593万2,000円でございます。

続きまして、30年度後期高齢者一般会計歳入歳出、これは総額12億904万2,000円

でございます。

続いて、30年度後期高齢者特別会計補正予算歳入歳出総額2,621億4,523万6,000円
でございます。

8議案とも起立多数にて、原案可決でございました。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。松原議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時40分 休 憩

午前10時40分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に広報常任委員会が開催され、委員長の互選が行われ、その結果が議長の
手元に参りましたので、報告いたします。

広報常任委員会委員長に浅野一志議員、副委員長に高取正人議員が互選された旨
報告がありました。

以上で報告を終わります。

日程第4 選任第1号 議会運営委員会委員の選任について

日程第5 選挙第1号 新潟県中越福祉事務組合議会議員の選挙について

議長（熊倉正治君） 次に、日程第4、選任第1号及び日程第5、選挙第1号の2案件
につきましては、笹川修一氏の議員辞職に伴い、その後任を選任するものでありま
す。

はじめに、日程第4、選任第1号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第
4項の規定により、議長にて申し上げます。議会運営委員会委員に浅野一志議員を
指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員はただいま議

長が指名したとおり選任することに決定いたしました。

次に、日程第5、選挙第1号 新潟県中越福祉事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

新潟県中越福祉事務組合議会議員に椿一春議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名した椿一春議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました椿一春議員が新潟県中越福祉事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました椿一春議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

-
- | | | |
|-------|---------|---------------------------|
| 日程第 6 | 議案第 34号 | 平成30年度田上町一般会計予算議定について |
| 日程第 7 | 議案第 35号 | 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について |
| 日程第 8 | 議案第 36号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について |
| 日程第 9 | 議案第 37号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について |
| 日程第10 | 議案第 38号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について |
| 日程第11 | 議案第 39号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について |
| 日程第12 | 議案第 40号 | 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について |
| 日程第13 | 議案第 41号 | 同年度田上町水道事業会計予算議定について |

議長(熊倉正治君) 日程第6、議案第34号から日程第13、議案第41号までの8案件を

一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただ今、一括上程になりました「平成30年度の各会計予算案」のご審議をお願いするにあたり、私の新年度の町政運営に臨む考え方の一端を申し述べさせていただきます。

最初に、我が国を取り巻く情勢と影響について触れてみますと、日本に最も影響があると思われアメリカについてであります。昨年誕生したトランプ政権の動向は、現状ではトランプ大統領と安倍総理の緊密さが報道されていますが、今後は経済上の問題あるいは防衛上の問題について予断は許されないと思われ。また、我が国の近隣国であります韓国、中国そして北朝鮮、ロシアとは数多くの課題が残されており、引き続き緊張状態が続くものと懸念しております。特に新潟県と関係があります北朝鮮による拉致問題の解決には、政府は最大限の努力をしていただきたいと思えます。

さて、平成30年度田上町の基幹産業の一つであります農業が大きな転換の年となります。長年続いた米の生産調整即ち減反政策が廃止され、国からの配分と米の直接支払い交付金が廃止されました。農家の判断で需要に応じた米の生産に取り組んでいく事となりました。しかし、米価下落も心配されることから、従来の「生産数量目標の配分」は廃止し、平成28年度産米並みの「生産数量の目安」を設定することになりました。

一方、田上町の商工業におきましては、一部業種において好景気の影響が出ているところがありますが、全体的には例年並みとなっているようであります。

それでは、平成29年度の町政運営について振り返り、新年度の政策につきまして申し述べさせていただきます。

平成29年度は、「新しいまちづくりのための出発の年に！」ということで、懸案の田上町公民館の代替施設であります「田上町交流会館」と「道の駅たがみ」の建設、そして「原ヶ崎交流センターの増改築」について協議してきました。議会の特別委員会も並行して開催され、田上町のまちづくりの「動」の拠点としての「田上町交流会館」、そして「静」の拠点として原ヶ崎交流センターの増改築により、新たに「田上町地域学習センター」として再活用することを決定させていただきました。

昨年12月28日には、「田上町交流会館」の建設工事の入札を実施することで工事請負業者が決定しました。

また、もう一つの“まちづくりの拠点”であります「本田上工業団地」への企業誘致については、これまで工場等に限定した売却から、幅広い多様な業種への賃貸契約も可能とするように方針を転換いたしました。その結果、大手商業施設である株式会社PLANTの進出が決定しました。

その後、新たな工業系の企業の進出もほぼ決定し、これからの企業誘致にも明るい展望が開けてまいりました。

国道403号バイパスの整備促進につきましては、国・県そして新潟市への要請を継続して行ってきたところではありますが、「道の駅」がオープンする平成32年度までに開通できるように推進してきました。

次に、町内の水害対策の一環としての雨水対策につきましては、羽生田地区と本田上地区の水路改修と調整池の設置の方向性を決定しましたので、平成30年度に用地買収及び実施設計を予算化することにいたしました。

「教育のまち田上」の実現に向けて、田上の子どもは田上で育てる「田上の12か年教育」を推進しております。そのスタートは竹の友幼稚園であります。国の制度改正に伴う「認定子ども園」への移行の準備を進めてきましたが、平成30年度からは「認定子ども園」としてスタートすることにいたしました。

さて、町の財政状況であります。長らく懸案事項でありました本田上工業団地の売却等によりやく目途がついたことや公債費の減少など、町の財政は健全化に向かっております。しかしながら、田上町を取り巻く経済状況から町税などの一般財源の伸びが簡単には期待できる状況ではないことや、国の地方財政への方針も踏まえつつ、新たに組み込んでいかなければならない財政需要も数多く控えております。

このような状況を踏まえ、予算編成にあたっては、町民の満足度を高めるため、重点プロジェクトとして位置づけている事業については、優先的・積極的に実施するとともに、長期的視点に立った的確・円滑な行政運営を基本といたしました。“まちづくりの最上位計画”である「第5次田上町総合計画」のテーマ「やさしさと豊かさでキラリと輝くまち田上」の実現に向けて、まちづくりを推進していく所存でございます。

それでは、平成30年度において取り組む重点施策及び各会計の大綱につきまして、順次申し述べさせていただきます。議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと思います。

はじめに、一般会計の予算総額につきましては、その規模を49億7,000万円といたしました。この予算は平成29年度当初予算額と比較して1億4,000万円、率にして2.9%の増額予算となっております。

平成30年度における予算の特徴、新規に取り組む事業といたしまして、まちづくり関係では、「田上町地域学習センター」の実施設計及び耐震改修工事等を始め、「田上町交流会館」の本格的な建設工事に着手してまいります。

少子化・人口減少対策といたしましては、保健福祉関係において、子育てしやすい環境整備の一環として「祖父母手帳」の配付と「祖父母講座」の開催とともに、私立幼稚園が取り組む小規模保育事業に対し運営費を負担してまいります。また、加茂市・田上町消防衛生保育組合の病児保育施設は6月頃開所する予定であります。

健康づくりでは、道の駅のにぎわい・交流事業にも発展することを期待しておりますが、大学連携の取り組みの中で留学生を講師とした「世界の料理教室」を企画しております。

産業振興関係では、椿寿荘が今年、築100年を迎えることから、指定管理者が企画運営する記念事業等に支援してまいります。

インフラ整備関係では、道路冠水が多発する上吉田地区の新田堀において、道路の嵩上げと水路の改修工事を実施いたします。

教育関係では、竹の友幼稚園の認定こども園への移行とともに、中学校の校舎外壁修繕など児童・生徒の学ぶ環境の整備を進めてまいります。

次に歳入の主な内容につきましてご説明いたします。国においては地方交付税の総額予算を16兆85億円とし、対前年度比2%の減としております。また、臨時財政対策債の市町村分は1.5%の減としております。

町におきましては、歳入の予算総額の22.4%に当たる町税を11億1,333万1千円と見込み、平成29年度当初予算額と比較して、1,055万3千円、率にして1.0%の増額といたしました。我が国の景気は緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費は未だ力強さを欠いておりますが、町民税につきましては、個人、法人ともに増額といたしました。固定資産税につきましては、評価替えの年に当たることから土地、家屋については減額としましたが、償却資産は総額といたしました。軽自動車税につきましては、税率改正等の影響により増額といたしました。

次に歳出における各費目の主要事業につきましてご説明いたします。

総務関連事業では、まちづくり拠点整備事業のほかに、選挙関係で6月3日執行の町長選挙及び議会議員補欠選挙の関連経費を計上いたしました。

福祉・健康づくり関連事業では、健やかに長生きできる健康寿命の延伸とともに、高齢者や障がい者の誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう基盤づくりを進めます。また、少子化対策や子育て支援の充実を踏まえた事業にも

取り組みます。

高齢者福祉においては、地区のボランティアにより高齢者が地域で生活できるよう地区助け合い事業を推進するとともに、老朽化した高齢者福祉施設を見直すための研究会を立ち上げます。

労働関連事業では、田上、羽生田の両駅駐輪場等の管理とともに、バス路線確保対策補助につきましても、引き続き支援してまいります。

農林水産業関連事業では、国の「生産数量目標配分」は廃止されますが、米価の安定を図る必要があるため、農業者の需給調整の取り組みとして町独自で「生産調整推進助成金」を計上しました。

また、不具合が生じております田上郷排水機場については、国の「土地改良施設維持管理適正化事業」で排水ポンプの管理、整備を実施してまいります。

また、上横場地区と才歩川以北の新津郷田上地区において計画されている経営体育成基盤整備事業（ほ場整備事業）や「新津郷阿賀野川左岸地区」での国営事業施設における長寿命化等の事業、多面的機能支払制度のほか、各種農林業の振興事業を継続してまいります。

商工・観光関連事業では、本田上工業団地の企業誘致とともに、町内の商工業者を取り巻く環境に大きな変化が予想されますので、「小規模企業振興基本条例」を制定し、小規模企業者や商工会などと連携し商工業の活性化を図ってまいります。

町の観光施設では、椿寿荘の築100年を契機に椿寿荘をはじめ総合公園Y O U・遊ランド、湯っ多里館等と連携したP Rに努めるとともに、向こう3年間行われるディスプレイネーション・キャンペーンとも関連を持たせた取り組みを行ってまいります。

土木関連事業では、町の道路交通体系の根幹となる国道403号小須戸田上バイパスは、これまでの要望活動の成果により道路築造工事が着々と進んでおります。残る2.1kmの供用開始に向けて新潟県、新潟市に引き続き要望を行ってまいります。

県道新潟五泉間瀬線の改良整備促進につきましては、現在、「旅館初音」から「みき庵」までの用地買収や家屋補償等を行っているところでありますが、平成32年度頃までには区間の整備が完了する予定となっております。生活関連道路国道403号歩道整備については、羽生田交差点から清水沢までの区間の用地買収・物件補償が完了し、随時工事が施工されております。

町単独事業につきましては、町民生活に支障をきたすと思われる生活関連道路の整備や維持補修、中小河川の浚渫や改良等、継続中の工事等を中心に緊急度や効果

等を考え実施してまいります。

ソフト面においては、国土調査事業を引続き実施するほか、少子化・人口減少対策として定住促進を図るため、多世帯同居のためのリフォーム事業補助金や子育て世帯向けの「民間賃貸住宅建設補助金」も継続してまいります。

消防・防災関連では、消防団の積載車等を計画的に更新するとともに、団員への防火ヘルメットの貸与など消防団装備のさらなる充実を図ります。

また、地域ぐるみの防災体制を確立するため、引き続き防災士の養成・研修会の開催など自主防災リーダーの育成支援により自主防災組織の強化を図ってまいります。

教育関連事業では、「田上の12か年教育」の理念である「田上の子どもは田上で育てる」を効果的に推進するため、子育て支援体制の充実と園児や児童の教育環境を整備し「教育のまち田上」を推進してまいります。

竹の友幼稚園は幼稚園と保育所を両方兼ね備えた幼保連携型認定こども園に移行し、園児の遊びや集団生活を通して自律心を養い、0歳から2歳までの園児には保育を中心に、3歳から5歳の園児には幼児教育による基本的な生活習慣を身に付けさせ、幼小のアプローチプログラム、スタートカリキュラムの実践を通して小学校へのスムーズな移行を目指してまいります。また、地域の子育て中の相談支援として、子育て支援センターの出張サービスや家庭相談業務を充実させるなど児童の相談体制の強化を行ってまいります。

学校教育につきましては、幼小中学校の縦の連携と家庭、地域との横の連携のもと工夫改善を図りつつ、「確かな学力」を持った子どもの育成を図るため、3歳から中学3年生までの学習過程を通して田上の子どもの英語力を育む「田上の12か年英語教育」をスタートさせ、英語嫌いをつくらない取り組みなどを行います。また、地域に信頼された開かれた学校づくりを目指すため田上コミュニティ・スクールを発展させてまいります。

教育環境整備につきましては、国の採択が得られたならば、夏場の学習環境改善のため小中3校の空調設備を設置する予定であります。

生涯学習関係では、交流会館や地域学習センターの整備にあわせ、その運営方法を検討してまいります。また、平成31年度着工予定の圃場整備事業に伴い、埋蔵文化財の調査について関係団体と協議を進めるなど事前準備をしてまいります。

続きまして、平成30年度における各特別会計予算案とその概要をご説明申し上げます。

下水道事業特別会計につきましては、予算総額 5 億 4,200 万円といたしました。平成 29 年度当初予算額に比較して 1 億 6,500 万円、率にして 43.8% の増額といたしました。

主な事業としては、長寿命化計画に沿った終末処理場の中央監視設備、自家発電設備の改築更新を 2 ヶ年事業で行います。また、下吉田排水区の雨水調整池の用地買収及び実施設計を行うなど、本格的に雨水対策事業に着手いたします。

次に、集落排水事業特別会計につきましては、予算総額を 8,050 万円といたしました。

処理場の適切な維持管理を行い、農家集落地域での排水路の水質保全と生活環境の改善に努めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、予算総額を 13 億円といたしました。平成 29 年度当初予算額に比較して 3 億 900 万円、率にして 19.2% の減額といたしました。

平成 30 年度からは、県も市町村とともに国民健康保険の運営を行い、特に安定的な財政運営を図るなど中心的な役割を担うこととなります。一方、町では引き続き加入者の資格管理、保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業を担うことから、特定健康診査・特定保健指導、ジェネリック医薬品の使用促進などに取り組んでまいります。

なお、国保の財政調整基金残高を踏まえ保険税の税率は据え置くことといたしました。人間ドック・脳ドック補助事業については補助金額を額することといたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算総額を 1 億 2,700 万円といたしました。平成 29 年度当初予算額に比較して 1,450 万円、率にして 12.9% の増額といたしました。

保険料については、新潟県後期高齢者医療広域連合においてその見直しを検討した結果、止むを得ず保険料率の引き上げを行うこととなりました。運営主体は広域連合ですが、引き続き連携を図りながら被保険者への十分な周知に努めると同時に、制度の円滑適正な運営に努めてまいります。

次に、訪問看護事業特別会計につきましては、予算総額を 4,100 万円といたしました。

訪問看護事業につきましては、町の在宅医療・介護連携の要として重要な役割を担うことから、今後も終末医療を含め在宅療養者に喜ばれる、質の高いサービスの

提供に努めてまいります。

次に、介護保険特別会計につきましては、予算総額を13億1,500万円といたしました。

介護給付費準備基金を取り崩すことで保険料の上昇をできるだけ抑制することといたしましたが、介護報酬の改定や今後3年間の介護サービス量を見込んだなかで、平成30年度から平成32年度までの3年間の介護保険料は現行の基準年額69,600円から72,000円に、止むを得ず引き上げることといたしました。

また、適正な介護給付と併せて、総合事業の実施及び要介護状態とならないよう介護予防や認知症予防教室及び多様な主体による生活支援体制を整備してまいります。

さらに、認知症施策や成年後見制度の推進、在宅医療と介護との連携など、地域の支え合い体制づくりを着実に進めていきます。

最後に、水道事業会計につきましては、収益的支出の水道事業費用の予定額を2億6,030万4千円、資本的支出の予定額を1億2,670万9千円といたしました。

将来の水需要を見据えた中での水源の確保として、羽生田水源取水井戸の更新等を実施いたします。他にも計画的な水道施設及び管路網の整備を進め、安全・安心で良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

以上、いささか私の所信を申し述べるとともに、各会計の平成30年度当初予算の大綱と施策の方針を申し上げました。

よろしくご審議のうえ、各会計予算案についてご賛同・ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております8案件につきましては、平成30年度当初予算であり、いずれも重要な案件であります。

よって、十分な精査が必要と思われまますので、委員会条例第5条の規定により、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております8案件につきましては、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査をこれに付託することに決しました。

日程第14 議案第12号 田上町小規模企業振興基本条例の制定について

日程第15 議案第13号 田上町立認定こども園条例の制定について

日程第16 議案第14号 田上町訪問看護事業財政調整基金条例の制定について

日程第17 議案第18号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第18 議案第19号 田上町介護保険条例の一部改正について

議長（熊倉正治君） 日程第14、議案第12号から日程第18、議案第19号までの5案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました5議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第12号 田上町小規模企業振興基本条例の制定につきましては、403号バイパスの新潟市への開通による交通環境の変化、あるいは本田上工業団地への企業進出等、町内の商工事業者を取り巻く環境に大きな変化が予想されることから、小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、町内の小規模企業の成長、発展、あるいは地域経済の活性化等を図るため、条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第13号 田上町立認定こども園条例の制定につきましては、就学前の子どもに一貫した教育と保育の提供のため、平成30年4月1日から田上町立竹の友幼稚園を保育所から認定こども園に移行することといたしましたので、条例の制定をお願いするものであります。関連して、田上町職員の給与に関する条例などの改正と、不要となる田上町立保育所条例等の廃止をお願いするものであります。

次に、議案第14号 田上町訪問看護事業財政調整基金条例の制定につきましては、訪問看護事業特別会計の財政運営の安定確保を図るため、条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第18号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、国及び新潟県の道路占用料の改定に準拠して、当町の道路占用料について改定をお願いするものであります。

最後に、議案第19号 田上町介護保険条例の一部改正につきましては、3年ごとに見直すこととされております介護保険料については、平成30年度から平成32年度までの3年間、現行の基準年額6万9,600円を7万2,000円に改定し、この基準年額をもとに他の各段階においても段階ごとに定められた乗率により計算された年額へ改定いたすものであります。

なお、この保険料の設定に当たりましては、その上昇を抑制するため、介護給付費準備基金から5,900万円を取り崩して繰り入れる予定としております。

以上、5議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの5案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております5案件につきましては、平成30年度当初予算と関連がありますので、先ほど設置いたしました予算審査特別委員会に会議規則第39条第1項の規定により、審査を付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております5案件につきましては予算審査特別委員会に付託することに決しました。

この際、しばらく休憩いたします。

午前10時33分 休 憩

午前10時50分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に小嶋謙一議員、副委員長に高取正人議員が互選された旨報告がありました。

以上で報告を終わります。

日程第19 承認第1号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について

日程第20 承認第2号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について

議長（熊倉正治君） 日程第19、承認第1号及び日程第20、承認第2号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、承認第1号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告につきましては、歳入歳出それぞれ1,861万4,000円を追加いたしましたものであります。

その内容は、この冬の除雪に伴い、町道路線の除雪関係経費につきまして、既決予算に不足が生じたため、新たにおおむね6回分の一斉除雪出動経費等を増額とさせていただいたものであります。

なお、この経費につきましては、早急を実施する必要があったため、1月24日付けでやむなく専決処分といたしました。

次に、承認第2号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告につきましては、歳入歳出それぞれ1億256万8,000円を追加いたしましたものであります。

その内容は、1月24日で除雪関係経費に係る一般会計の補正予算を専決処分をさせていただきましたが、その後もたび重なる寒波の襲来があり、今後も降雪や寒波が予測されたことから、さらにおおむね15回分の一斉除雪出動経費とともに除排雪作業等の経費を増額させていただいたものであります。

なお、この経費につきましても、早急を実施する必要があったために、2月6日付けでやむなく専決処分といたしましたものであります。

以上、2議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-
- | | | |
|-------|--------|----------------------------------------------|
| 日程第21 | 議案第11号 | 田上町工場立地法地域準則条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第15号 | 田上町指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第16号 | 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第24 | 議案第17号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第25 | 議案第20号 | 田上町手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第26 | 議案第21号 | 田上町住民主体型通所サービス施設設置及び管理等に関する条例の一部改正について |
| 日程第27 | 議案第22号 | 田上町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第28 | 議案第23号 | 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第29 | 議案第24号 | 田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |

議長（熊倉正治君） 日程第21、議案第11号から日程第29、議案第24号までの9案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました9議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第11号 田上町工場立地法地域準則条例の制定につきましては、工場立地法において一定面積以上の工場については緑地等を敷地内に設けることが定められておりますが、県から町への権限移譲によりまして、その緑地面積等について町で定めることが可能となりました。つきましては、企業支援の一環として工

場周辺の環境にも配慮しながら都市計画の用途地域の準工業地域及び工業地域における工場の緑地面積等を緩和するため、条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第15号 田上町指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定につきましては、介護保険法の改正によりまして、都道府県が有する居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に権限移譲されることから、条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第16号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び議案第17号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成30年1月29日に開催されました特別職報酬等市議会の特別職の報酬等を諮問いたしました。その結果、特別職の報酬額は全国と同規模の町村の平均額や県内町村の報酬額に比べ、低い状況にあることから、報酬等を3%程度引き上げる必要があり、それぞれ次のとおり答申をいただきました。

議員報酬額といたしましては、議長26万8,000円、副議長21万2,000円、常任委員長及び議会運営委員長20万2,000円、議員19万7,000円であります。町長の給料月額といたしましては、71万8,000円、副町長56万5,000円、教育長50万円であります。当答申を尊重いたしまして、平成30年4月より特別職の報酬額等をそれぞれ改定するため、条例の改正をお願いするものであります。

次に、議案第20号 田上町手数料徴収条例の一部改正につきましては、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に権限移譲されることに伴い、居宅介護支援事業所とともに地域密着型サービス事業者の指定等の手数料を徴収するために改正するものであります。

次に、議案第21号 田上町住民主体型通所サービス施設設置及び管理等に関する条例の一部改正につきましては、その利用目的が介護保険の総合事業であることを明確にするために改正するものであります。

次に、議案第22号 田上町重度心身障害者医療費助成にかかわる条例の一部改正及び議案第23号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、所得税法の改正によりまして、字句の整理をお願いするものであります。

最後に、議案第24号 田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、国民健康保険の被保険者である住所地特例の適用者が後期高齢者医療制度に加入した場合は、住所地特例の適用を引き継ぐこととするために、改正するものであります。

以上、9議案につきまして、その概要を一括ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの9案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております9案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第30 議案第25号 田上町道路線の認定について

議長（熊倉正治君） 日程第30、議案第25号を議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま上程になりました議案第25号 田上町道路線の認定につきましては、農道鳶ヶ沢1号線を町道トビガサワ線として一元管理したいことから、認定をお願いするものであります。

なお、同路線は樹園地への農道として開設されましたが、現在の受益面積は2ヘクタール程度で、補助事業等の対象外であり、周囲の路線も既に町道に認定されていることから、町道への編入をお願いするものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第31 議案第26号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第12号）議定
について
- 日程第32 議案第27号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第5号）議
定について
- 日程第33 議案第28号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議定について
- 日程第34 議案第29号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議定について
- 日程第35 議案第30号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議定について
- 日程第36 議案第31号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
議定について
- 日程第37 議案第32号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定
について
- 日程第38 議案第33号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定につ
いて

議長（熊倉正治君） 日程第31、議案第26号から日程第38、議案第33号までの8案件を
一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました8議案につきまして、その概要を
ご説明申し上げます。

はじめに、議案第26号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第12号）の議定に
つきましては、歳入歳出それぞれ1億9,256万4,000円を減額するものであります。

ほとんどが年度末に至り、事業がほぼ確定したことから、収入支出それぞれ増減
整理をお願いするものであります。

主な内容といたしましては、まず歳入では町税において町民税、固定資産税の増
額、地方消費税交付金や地方交付税等は交付実績に基づき、増額を見込んでおりま
す。国庫支出金は、都市再生整備、土木関連の社会資本整備総合交付金の決定によ
り減額といたしましたが、国の補正予算により土木費補助を追加いたしました。

繰入金は、財源措置として不用額が見込まれることから、財政調整基金からの繰り入れについては減額することといたしました。

なお、社会資本整備総合交付金の減額決定による生涯学習センター設立基金からの繰り入れについては増額、本田上工業団地用地を取得する必要がなくなったことから、減債基金からの繰り入れは取りやめることにいたしました。町債は、それぞれの事業の確定に伴いまして増減整理を行うものであり、その借り入れ限度額もあわせて第4表、地方債補正をお願いするものであります。

一方、歳出では総務費におきましては、総合行政システムの更新に係る委託料が確定したことにより減額、まちづくり拠点整備事業においては実施計画など、単年度事業費の確定に伴う減額とともに、交付金の有効活用のため、工事請負費の増額など、また民生費におきましては、事業費の見込みにより障害者介護給付費や介護保険特別会計への繰出金の減額のほか、病児保育園整備に関連して、土地取得を含め、消防衛生保育組合への負担金などを増額としております。農林水産業費におきましては、下水道事業の関係に伴いまして、農業振興地域整備計画策定業務委託料を減額するほか、集落排水事業特別会計への繰出金や、交付決定による地籍調査関連費などを減額としております。商工費におきましては、本田上工業団地への新たな企業進出による12月議会で議決をいただいた同団地内の土地取得費がこのたび必要なくなったことから、取りやめることといたしました。一方、これまで進出企業に分譲してきました土地については、必要となる価格より引き下げて分譲してきましたが、その引き下げ相当分を県央土地開発公社への経営支援として補助金を追加しております。土木費におきましては、社会資本整備総合交付金の決定による事業費の減額とともに、国の補正予算による同交付金事業の工事請負費の追加のほか、策定期間を1年延伸した立地適正化計画策定業務委託料や下水道事業特別会計の繰出金、あるいは実績のなかった民間賃貸住宅建設補助の減額などをお願いするものであります。

なお、第2表の継続費補正につきましては、まちづくり拠点整備事業においては施工管理者との打ち合わせの結果、工程が当初予定していた工期より早まる見込みであるため、現行の年割額を平成31年度から平成29年度及び平成30年度へそれぞれ前倒しとするものであります。

第3表、繰越明許費につきましては、国の平成29年度補正予算を受けまして道路維持に係る社会資本整備総合交付金事業の関係予算を計上いたしますが、年度内での完成あるいは執行が見込めないことから、その予算の繰り越しをお願いするもの

であります。

次に、議案第27号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ2,573万9,000円を減額するものであります。

次に、議案第28号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ601万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第29号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ4,383万6,000円を減額するものであります。

次に、議案第30号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ162万5,000円を追加するものであります。

次に、議案第31号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ1,297万1,000円を追加するものであります。

次に、議案第32号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ7,007万4,000円を減額するものであります。

なお、議案27号から議案第32号までのそれぞれの各会計の補正予算の主な内容といたしましては、いずれも年度末に至りまして事業がほぼ確定あるいは確定見込みによりまして、歳入歳出をそれぞれ増減整理をお願いするものであります。

最後に、議案第33号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）の議定につきましては、収益的収入の水道事業収益予定額に239万7,000円を減額し、収益的支出の水道事業費予定額に219万1,000円を追加するものであります。

その主な内容であります。収入では水道使用量の減額を見込みましたが、支出は1月下旬の寒波の襲来によりまして、水道管の凍結や破裂、凍結防止のための水道水源が枯渇するおそれが生じたため、その対応にかかわった職員の時間外勤務手当や配水管の修繕料等に不足が見込まれることから、それらの関連経費の追加をお願いするものであります。

以上、8議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8案件につきましては、精査の必要がありますの

で、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会に付託いたしました案件につきましては9日の本会議に、また予算審査特別委員会に付託いたしました案件につきましては、最終日の本会議にそれぞれ報告できますようお取り進めをお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時11分 散 会

別紙

平成30年 第2回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 平成30年3月1日（木） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	3番 4番
第2		会期の決定	20日間
第3		諸般の報告	報告
第4	選任第1号	議会運営委員会委員の選任について	選任
第5	選挙第1号	新潟県中越福祉事務組合議会議員の選挙について	選挙
第6	議案第34号	平成30年度田上町一般会計予算議定について	付託
第7	議案第35号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について	付託
第8	議案第36号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について	付託
第9	議案第37号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について	付託
第10	議案第38号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について	付託
第11	議案第39号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第40号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	付託
第13	議案第41号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	付託
第14	議案第12号	田上町小規模企業振興基本条例の制定について	付託
第15	議案第13号	田上町立認定こども園条例の制定について	付託
第16	議案第14号	田上町訪問看護事業財政調整基金条例の制定について	付託
第17	議案第18号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について	付託
第18	議案第19号	田上町介護保険条例の一部改正について	付託
第19	承認第1号	専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について	付託
第20	承認第2号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について	付託
第21	議案第11号	田上町工場立地法地域準則条例の制定について	付託
第22	議案第15号	田上町指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について	付託
第23	議案第16号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	付託
第24	議案第17号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	付託
第25	議案第20号	田上町手数料徴収条例の一部改正について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第26	議案第21号	田上町住民主体型通所サービス施設設置及び管理等に関する条例の一部改正について	付託
第27	議案第22号	田上町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について	付託
第28	議案第23号	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について	付託
第29	議案第24号	田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	付託
第30	議案第25号	田上町道路線の認定について	付託
第31	議案第26号	平成29年度田上町一般会計補正予算(第12号)議定について	付託
第32	議案第27号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第5号)議定について	付託
第33	議案第28号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第2号)議定について	付託
第34	議案第29号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について	付託
第35	議案第30号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について	付託
第36	議案第31号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)議定について	付託
第37	議案第32号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について	付託
第38	議案第33号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第4号)議定について	付託
		散会	

第 2 号

(3 月 8 日)

平成30年田上町議会
第2回定例会会議録
(第2号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成30年3月8日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 9番 | 川 崎 昭 夫 君 |
| 4番 | 皆 川 忠 志 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 5番 | 今 井 幸 代 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 | 14番 | 小 池 真一郎 君 |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 佐 藤 邦 義 | 産業振興課長 | 渡 辺 仁 |
| 副 町 長 | 小日向 至 | 町 民 課 長 | 鈴 木 和 弘 |
| 教 育 長 | 丸 山 敬 | 保健福祉課長 | 吉 澤 宏 |
| 総 務 課 長 | 吉 澤 深 雪 | 会 計 管 理 者 | 佐 藤 正 |
| 地域整備課長 | 土 田 覚 | 教 育 委 員 会 長 | 福 井 明 |
| | | 事 務 局 長 | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨 |
| 書 記 | 渡 辺 真夜子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 議

議長（熊倉正治君） 改めておはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（熊倉正治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 11番、池井豊、一般質問させていただきます。

質問に入る前に、今定例会が佐藤邦義町長にとって最後の定例会ということになると聞いております。私も議員になって15年、毎回一般質問することをテーマにして政治活動をしてまいりました。ということは、私は佐藤町長に一般質問をして、60回目の一般質問となりました。50回目のときも何か聞いたような気がしますけれども、中には稚拙な質問や、とっぴな質問もあったと思います。今まで私の質問に真摯に答えていただいたことに感謝を申し上げます。佐藤町長、私との一般質問のやりとりの中で何か感想などありましたら、お聞かせいただければと思っているところでございます。

さて、私が一般質問、佐藤町長と60回やってきた中で一番多く、一番課題としてやってきたことは、水害対策だと思っております。施政方針の冒頭部分、2ページの中段、水害対策として「羽生田地区と本田上地区の水路改修と調整池の」というような記述があります。私は、事あるごとにライフワークと称し水害対策の質問をしてきました。この下水道の雨水対策事業でどのくらい、必要に対して何割ぐらいの水害対策がなされるとお考えでしょうか。何割ぐらいというと、ちょっと難しい

ところなのですけれども、田上町では平成12年に時間72ミリという雨が降ったのが最大です。過去の最大の72ミリ降ったときのものに対して、この雨水事業、下水道の雨水対策事業の水害対策をやることによって、何割レベルの水害対策が完了するのかというところを質問したいと思っております。

今ではもうゲリラ豪雨等々で時間当たり100ミリを超える雨量も観測されるので、多分担当課としてもこれでいいということはないとは思っておりますけれども、今回の雨水対策事業の効果をお聞きしたいと思っております。

それから、昨年のお出水期に私が心配していた護岸崩壊も起こり、現在私の家から10メートルほど上流になったところで護岸の積み直し工事が行われております。羽生田川の水をポンプを使って迂回をさせて、その部分、水がなくなったところ、護岸の石を積み直して、川の床も打ち直すような工事が今大々的にやっている最中でございます。大変な費用もかかって、大変な状態だと思うのですけれども、こんなことも起き得るので、町長の今後の水害対策のあり方のお考えをお聞かせください。

次に、財政状況、ふるさと納税についてです。施政方針の冒頭部分、2ページの下のほうですけれども、「町の財政は健全化に向かっております」とし、「一般財源の伸びが簡単には期待できる状況ではない」となっております。佐藤町長の一番の功績はこの財政の健全化をなし遂げたことだと思っております。しかしながら、やはり一般財源の伸びは期待できないのは確かなところで、事実でございます。そこで、ふるさと納税についてです。ふるさと納税というのは、寄附金扱いですので、ふるさと納税額が増えたことによって地方交付税が減額されるということではなく、自由に使える裁量権の財源が増えるという、非常にすばらしい点がある財源でございます。田上町においてはそれまで、それまでというのはポータルサイトを使うまでですけれども、通常は10件前後、金額にして60万円前後だった寄附金がポータルサイトの利用により2016年には何と650件、金額にして1,239万円になりました。これはすごい飛躍で、すばらしい成果だと思います。しかし、上には上がいるもので、東蒲原阿賀町は昨年の4月からポータルサイトの利用を始めて、4月から12月までで何と5万823件、金額にして6億914万5,496円だったそうです。田上町の同時期と比較すると452件、887万1,000円です。これは何が違うのでしょうか。阿賀町は、ポータルサイトをさとふるというテレビCMも出すようなポータルサイトを使っています。田上町はふるさとチョイスというサイトを使っております。商品構成も私もホームページを見てみますと、阿賀町はお米とお酒、地元の酒蔵が2軒ありまして、お酒の商品構成、その組み合わせ、いろんなお米とお酒の組み合わせとか、お米

の中にもいろいろな種類があるということで、返礼品が豊富な気がしていますし、先日お会いした阿賀町の議員に聞いたら、やっぱりお米ではないかということで、何か聞くところによると、新潟県でお米の返礼品の品ぞろえはそんなに豊富ではないのだと、阿賀町は結構豊富にしたのだというような話もしていました。返戻率の問題もあると思いますけれども、ほかに何か理由があるかと思います。早急に学び、改善できるところは改善すべきだと思います。町長のお考えを伺います。

3番目に、少子化・人口減対策についてです。重点施策の中で保健福祉関連で祖父母手帳、祖父母講座という新たな事業があり、また土木関連事業の中でも引き続き多世帯同居のためのリフォーム事業補助金、民間賃貸住宅建設補助金などがあります。なかなかいい制度でもあり、子育て環境などにも自信を持って進められる点もあると思いますが、対外的に移住者向けに宣伝不足の感は否めません。私も何度か質問もしているのですが、本当に田上町としてはいい施策をして、いい子育て環境があり、本当に住みやすい状況、少子化対策、人口減対策できていると思うのですが、それを例えば大きな新潟市にアピールをして、新潟市から移住者を呼ぶとか、そういう広報、宣伝、そういう策がちょっと弱いような気がしております。広報戦略をどのように行っていくのかを伺います。

また、最近では移住定住人口、それから交流人口との間に関係人口なる言葉ができました。これは元住民、出身者、それから町内の企業に勤務したことがあるとか、または何かの縁で田上町のファンになった方、まさにそういう関係のあった方に住民と同じようなサービスを、または情報提供をするかわりに各種祭りやイベントなどに来てもらったり、それから冬の時期でいえば、除雪ボランティアなどに来てもらったりする、関係を密接にしてもらう取り組みです。これらの人たちは、定年後または何かのきっかけで田上町に移住してくれる予備軍です。このような関係人口をふやす取り組みについて何かお考えがあればお聞かせください。

それから最後に、観光事業についてです。商工・観光関連事業の中に築100年となった椿寿荘、椿寿荘のこと記述がちょっと抜けていますが、椿寿荘の100年の事業が盛り込まれておりました。これも予算化されて、何かしらの大きな事業が行われてくると思っております。それが聞くところによると、湯田上温泉も開湯280年の年に当たるそうです。この280年というのも、切れはちょっと悪いような気もするのですが、やはり何かのイベントを打って湯田上温泉PRをし、交流人口を増加につなげる必要があるかと思いますが、何か事業展開を行う予定がないのかを質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの池井議員のご質問にお答えしますが、最初に冒頭の池井議員の15年間に60回の一般質問に対しての感想ということではありますが、在職15年間のうち、いわゆる年4回開催されます定例会での一般質問されたことに改めて敬意を表したいと思います。定例会ごとに新しいテーマで、またまちづくりの視点からも質問をいただきました。関連質問の2回、3回目の質問でも鋭く問題を提起していただきましたので、その後のまちづくりの際の参考にさせていただきました。大変ありがとうございました。今後のますますのご活躍を期待しております。

さて、水害対策関連についての、下水道事業における目標に対して、何割対策がなされるのかという質問であります。下水道用水事業については、昨年1月及び6月の全員協議会において計画内容を説明いたしました。浸水常襲地区を対象に事業を実施するものでありまして、懸案となっている羽生田、下吉田排水区及び本田上、新川排水区の事業許可をいただき、水害対策をするものであります。その計画は、雨の降り方にもよりますが、過去の平成12年、平成17年、そして平成23年、水害の降雨量に対応できる内容となっており、上流部に雨水流出抑制施設、いわゆる雨水調整池であります。その設置や、流下部の能力不足の、いわゆる水路の断面の改修をする予定であります。また、近年想定外の局所的な短時間による豪雨水害が発生していることも事実でありまして、抜本改修にはならないにしても、いわゆるボトルネック、瓶の首のように一部が狭くなっている水路であります。その水路の解消あるいは浚渫及び護岸等破損箇所の補修など、維持管理を適正に行い、地域の皆様に被害が出ないように今後とも対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

次に、ふるさと納税についてであります。議員がおっしゃる、いわゆる阿賀町が利用しているポータルサイトはさとふるというものでありまして、さとふるは当町のサイト、ふるさとチョイスに比べまして、テレビコマーシャルなんかの広告を多く行っているようであります。しかしながら、ふるさとチョイスの利用者の中でも多額の寄附をいただいている団体もあることから、利用しているポータルサイトの差が寄附額に直結する主な要因ではないと、こう感じておるところであります。

なお、阿賀町の返礼品の9割以上がお米であると聞いておりますが、阿賀町は1万円の寄附金で10キログラムのお米をお返ししており、当町は同じ1万円でも5キログラムの米という状況になっております。このようなところに大きな差が生じて

きているのではないかと考えております。このような阿賀町など、他の自治体も参考により一層町のPRあるいは特産品のPRを進めていく中で、町の財源確保にも努めていきたいと考えております。

ひところ自治体間の過熱したいわゆる返礼品競争が大きな話題、問題となりました。ふるさと納税制度の意義を踏まえながら田上町として良識ある対応をしていきたいと考えております。

次に、対外的な移住者向けの情報発信と関係人口への取り組みについてですが、町の情報発信については、不十分であるという議員ご指摘はそのとおりであると思います。そこで、今後の町外への広報戦略について、どういうことであるか、今のところ大学連携の取り組みの中で町のPRについても協議しているところがあります。そのほかにも町の広報紙の町外の方へ、より安価に、簡単に情報発信できないか研究しているところがあります。これが可能であれば田上町の出身者あるいはふるさと納税により田上町に少しでも興味を持っていただける方などに様々な情報を提供できることになると、そういうふうと考えております。

また、関係人口をふやす取り組みにつきましてお聞きですが、国は平成30年度予算の中で新たな取り組みとして関係人口、創出事業ということで10団体程度を想定しまして、先駆的な事業を募るようであります。町としては、これまで取り組んできた事業、例えば東京都板橋区の成増地区との交流事業、あるいは「ふるさと田上会」、あるいはこれまでの里山再生の温泉の里、蛍の里など、一元的に進めていきました交流のまちづくり事業がまさに関係人口をふやすための取り組みであると考えております。これらの事業の継続、あるいはより効果的な取り組みが行えるよう見直しを含め、事業を実施していくことが関係人口をふやすために必要であると、こういうふうと考えております。

最後に、観光事業に関連したご質問であります。椿寿荘の築100年の具体的な事業につきましては、椿寿荘が大正7年に竣工して、今年100年に当たるということで、記念事業を行うこととあります。具体的には椿寿荘、原田巻家にかかわりある資料等の展示、それから原田巻家母屋と椿寿荘の同時見学会、それから椿寿荘を建設した松井建設による建造物としての椿寿荘に関する講演会、椿寿荘で結婚式を挙げた方を対象とした椿寿の宴などがあります。ほかには既存の事業に100周年記念事業の冠をつけることとしております。これらのイベントは「きずな」3月号に掲載予定ですが、ブログをはじめとした広報活動を通じた情報発信を行ってまいります。

また、湯田上温泉の開湯280年につきましては、まずは湯田上温泉旅館協同組合で

は今後の事業展開を考えることになると思います。湯田上温泉については、田上町の観光の拠点でもありますので、平成30年度から32年度の秋に行います、いわゆるデスティネーションキャンペーンとも関連性を持たせて、今後田上町観光協会の皆さんと協議し、湯田上温泉の活性化に協力をしていきたいと考えております。

以上であります。

11番（池井 豊君） お答えありがとうございます。私の60回の質問に対してもまちづくりにはちょっとは役に立ったのかなと思っております。

さて、水害対策事業についてでございます。平成12、17、23レベルの降雨にも対応できるというようなことでございますけれども、ということはこの時間72ミリの雨が降っても羽生田川は越水しない、越えない、水は出ないというふうに、この雨水事業がちゃんとできればというように捉えてよろしいのでしょうか。それとも、やっぱりまだ低いエリア、旧坂内病院前あたりとか、または常態化しているような農協前あたりですとか、そこら辺は水が出なくなるというふうに対応できるということで、出なくなるというふうに捉えていいのかお伺いしますし、あと町長、答弁の中になかったかと思うのですけれども、要は私も前々から言っている羽生田川の護岸工事昭和五十何年でしたかね、52年ぐらいでしたっけ、に行われて、コンクリート自体もう弱ってきている部分もあると、そういう中で要は抜本的な改修をしないといけない時期が来るとは思っているのですけれども、そういうやっぱりコンクリート、昔はコンクリートで作ってしまえばもう一生物だと思っていた時代に多分作られていたとは思っているのですけれども、今はもうコンクリートも老化する、劣化するというような、またはそういう断面を評価したりとか、いろんなことがあると思うのですけれども、私率直に言って、今の工事現場、断面、今護岸を切っているのですけれども、ああ、こんなに厚かったのだと思って、実は意外と厚かったなと思って見ていたのですけれども、でも下から土砂が流出していくというような状況も生まれているわけです。そんな状況の中、コンクリートも劣化するような状況の中、そういう抜本的な改修というものはこれからどうあるべきかというところをちょっとお答えいただければと思います。

それから、2番目のふるさと納税についてでございます。まさにそうなのです。お米なのです。テレビCM等々の差もありますし、あと返戻率の差もあるのですけれども、私が見たところ、阿賀町の場合は当然三川、上川、津川、鹿瀬4町村が合併してできた町でございます。耕作面積も広くて、それぞれに、地域、地域にブランド米と言ってはなんですけれども、それぞれに名前をつけたお米があって、それ

のバリエーションが非常に豊かで、見る人もどのお米を選ぼうかなとか、ちょっと個性なお米があったというふうに私は認識しております。それに、麒麟山と麒麟があって、その組み合わせとなってくると、選ぶほうも楽しいというふうに思っております。そんな中、田上の場合には南蒲米と、一部の人の生産者というような形になっているのですけれども、これをやっぱりもっと育成して、独自の名前をつけたお米を幾つか並べて、その生産者の顔も並べて、こんな思いで作って、こんなふうにしたお米ですよみたいな形で、バリエーションをふやす必要性があると思っております。返戻率の問題も考えなければならぬのですけれども、そういう田上の場合にはどうしてもお米になってくると思うのですけれども、お米のバリエーションをふやすという点についてどのようにお考えかお聞かせください。

それから、人口問題です。町長認識のとおりです。これから町外に対してのPRを考えていくという話なのですけれども、まさにそれが関係人口だと思っております。関係人口と言うとちょっとおかしいのですけれども、そういう田上町ファンの人を要は住民登録みたいな形に会員にしてしまうと。登録してしまうと。会員のサービスとして田上町の「きずな」広報や、そういういろんな資料を送ると。そうすれば、その中には子育て支援していますよとか、こういうことやっていますよという、住みやすい町ですよというPRはいっぱい載っているわけです。そういうことを関係人口になる田上町ファンの人に送ることによって、これがまさに田上町の少子化・人口対策のPRにつながると考えております。こういうふうな関係人口なるものを会員登録、昔は何か名誉村民とか名誉町民とか、またはいろいろないい名をつけてやっていた市町村もあったのですけれども、ぜひそういうような取り組みをしてもらいたいと思いますし、今町長の答弁の中で国が10団体ほど募るといような話がありました。ぜひ田上町手を挙げてやってみてください。それこそ成増地区の方々とか、「ふるさと田上会」の方々というネットワークありますので、その人たちをぜひ関係住民の住民登録として、田上町ファンとして、そういうような施策を展開してみたいと思っておりますけれども、町長のお考えを再びお聞きいたします。

それから、4番の観光事業についてです。椿寿荘の100周年事業、資料展示やら母屋との同時展示とか、いろいろ考えられているようなのですけれども、ぜひこれいいきっかけですので、この29年度は椿寿荘の入り込み客数は飛躍的に増えたというふうに聞いております。観光バスがちょうど立ち寄るような状況になったということで、いい流れが来ておりますので、ぜひここでもう一つ踏み込んだ、大きくPRできるようなものをしていただきたいと思います。

それから、湯田上温泉開湯280年についてですけれども、これに関しては、予算化されておられません。ぜひこれ補正対応か何かでも予算化して何かの支援を行って、そのデスティネーションキャンペーンにつながるような大きなPRをする、これまたチャンスであると捉えるべきだと思っております。関係課と話しして280年なのだから、280人風呂作ったらどうだとか議長さん言っていましたけれども、なかなか280人で風呂入るといったら大変な仕掛けが必要で、ちょっとやそつとではできないなと思ったりもしております。そんな話題づくりをするのもやっぱり予算必要になってくるのですけれども、そういうような予算づけも考えられるのか、所管をお聞かせいただければと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） それでは、今ほどの池井議員のご質問にお答えしますが、最初にいわゆる水害対策であります。皆さんご承知のように、あの水害が田上駅前の氾濫の前までは河川が40ミリ対応の河川ということになりまして、その後70ミリ対策という、才歩川もそうありますが、70ミリ対策の対応で築堤をしてきたということでもあります。実際にはご指摘のように、現在はもう70ミリなんていうのはふだんから降るような雨の状況でございまして、やっぱり100ミリ対応程度に対応していかなければいけないというようなことでもありますので、町としましても、再検討、見直していくということにしております。詳しくは、次の護岸工事のことも同時に担当課長から補足してもらいますが、この護岸工事については、これも何回かお答えしましたように、特に羽生田川は落差が大きくて、堰の下のところかなりの落差がありまして、その両側からいわゆるコンクリートを打ち破ってといたしましうか、そのような形でえぐられていく状況になっておりますので、これらも何らかの方法で抜本対策が必要だろうと思っております。あれ以上川の幅を広げるといのはかなり面倒だろうとは思いますが、これらについても担当のほうから補足をしてもらいます。

それから、ふるさと納税に関連してで、返礼品についてでございますが、バリエーションをふやしたらどうかと、こういうことでございますが、特に米のバリエーションにつきましても、田上町の米のよさを振るい出すためにもう少しアイデアが必要だと、町では実際には返礼品についてはつけ加えてこれで何回か更新しているわけですが、他市町村のようにもう少し新しい品物を開発する必要があるだろうと、こう思っております。

3点目の人口増にかかわる、いわゆる関係人口、これは政府が地方創生の一環に

出てきた言葉でありまして、まさにPRをして、できるだけその地域に関心を持ってもらう、そういう関連性を持った人たちにもう少しPRが必要だと、そういう人たちをぜひ地方で集めてほしいということでもありますので、ごもっともな方針だろうと思っておりますが、これらにつきましても、もう少し私どもも検討してやっていく必要があるだろうと、こう思います。

それから、いわゆる国が示した10団体というのは私どもも内容を精査したところ、大変ハードルが高くて、現在の田上町では少しハードルが高過ぎて、例えば手を挙げるとするのは少し難しいかなというふうに考えているところであります。多分政府はこの10団体をモデルにこれから具体的なことを提案してくるのだろうというふうには考えております。

椿寿荘の築100年の事業につきましては、これは今の指定管理者が中心になっているいろいろな提案をしているところでありますが、いずれにいたしましても田上町の大事な財産でありますので、協力をしながらいい企画になるように田上町も取り組んでいきたいと、こう思っております。

最後に、湯田上温泉の280年事業につきましては、これ実は湯田上温泉協同組合のほうから具体的にはまだ提案はありません。結局主体は湯田上温泉協同組合だと思っておりますが、これ田上町の大事な観光スポットでありますので、協力をしながら取り組みを、また観光協会とも協同しながら取り組みを進めていきたいと、こう思っております。

以上であります。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、私のほうから水害対策についての2回目のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、大道郷地区、農協前とか金子薬局の前につきましては、町長お話ししたとおり、近年の大雨に対応できる対策を講じることによりまして解消できると思っております。しかしながら、議員おっしゃる羽生田川がこぼれないのかということのご質問でございますが、羽生田川につきましては河川改修を行ってございませんので、私の認識では60ミリから50ミリほどの羽生田川の能力は持っていると思っておりますが、羽生田川の抜本改修につきましては、下流との関係もございまして、なかなか難しいのも現状でございます。

次に、羽生田川の老朽化の護岸等の関係でございますが、これについても昭和50年前後の災害復旧によりまして積んだ、河川改修がされた護岸でございます。老朽化が進んでございます部分も十分私どものほうでは承知してございます。町長冒頭で

お話のとおり、護岸等の破損箇所の補修についても十分維持管理を適正に行っていくきたいと思ひますし、ボトルネックの解消や浚渫作業についても適正に行っていく所存でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上、2点お話し申し上げます。

11番（池井 豊君） 3回目の質問でございます。

水害対策、ほぼほぼ大道郷のところは対応できるが、50ミリから60ミリ以上の水については、やっぱり根本的な部分から解消はできないというような認識でよろしいのでしょうか。ですから、ここ何とか昭和50年から考えればそろそろ改修計画みたいなのを作って、やっぱりやる必要があるのだらうと。調査をまずして、コンクリート弱っている部分、または内側から土砂が流出している部分なんかを把握して、計画を作って年次的に改修計画、修繕計画といいましょうか、改修計画を作り進めていく必要があると思ひますけれども、その計画策定についての必要性について最後お答へください。

それから、ふるさと納税についてでございます。これ町長、田上町においては担当職員もいるのですけれども、担当職員といたって専従ではないわけで、もしこれが6億円とは言わず1億円稼ぐ事業であるならば専従職員をつけたっておつりが来るところだと思ひます。一般企業で何かの宝くじの宣伝ではないのですけれども、何億円の事業とかなんて言っていますけれども、6億円稼ぐ事業だったら、もうべたっと人をつけて商品開発、商品提供してくれるように農家を飛び回って、それだけ仕事をしていても十分だと思ひます。ですから、もう少し力を入れて、今でも1,200万円稼いでいるわけなのですから、担当職員または担当職員のふるさと納税に関する業務に使う時間をふやしてあげて、もう少し積極的な取り組みをするべきだと思ひますけれども、そこのお考えをお聞かせください。

それから、人口問題です。これ10団体はハードルが高くて難しいという話あるのですけれども、これも4番目の質問の椿寿荘100年、湯田上温泉280年にもつながるのですけれども、交流人口から関係人口へ、関係人口から定住人口へという、この流れをしっかりと認識してもらいたいと思ひています。今でも田上町のファンで、私田上町大好きなのですよと言ってくれる人が、私知っているだけでも何人もいます。田上中の先生でも田上町もう本当私好きなのですよみたいな話でしてくれる人がいて、この人定年になったら田上来てくれないかなと思ひて声をかけている人もいます。本当にそう思ってくれる人がいるのです。ですから、そういう人を大事にする関係人口づくりで、その人たちを定住化させるという、この流れをぜひ作って

いただきたいと思っております。

それから、最後観光のこと、280年についての予算化というのはどういうふうなイメージを持っているかだけ、ここではっきりとは言えない部分もあるかと思うのですけれども、補正でも予算化するべきなのかどうなのかとか、またはどの程度に捉えているのかというところを最後お答えいただければと思います。

最後に、本当に町長、今日も何か喉の調子の悪い中一般質問お答えいただいて、私の60回の一般質問に本当に真摯にお答えいただいたことを感謝申し上げて3回目の最後の質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

町長（佐藤邦義君） それでは、水害対策についてのご質問にお答えしますが、護岸対策は、これの改修は必要だというふうに町としても考えておりますので、これは計画的にやりたいと思っております。先ほど申し上げましたように、抜本的な改修、川幅を広げるということは、これもこれまでの質問にお答えしましたように、いわゆる下流部の土地改良との関連がありまして、これをやっぱり極端に広げるわけにはいかないというようなことがあります。そういったことで、これから問題になる、いわゆる雨水対策でも、そういうことがあって実は上流に調整池というようなことを、やっぱりやむなくそこで調整していくということでございます。そういうことで下流部は絶対的に万全な対策になっておらないということが大きな課題になっているのだらうと、こういうふうに思っております。いずれにいたしましても、護岸は計画的に実施をしていきたいと思っております。

ふるさと納税につきましては、これ実際にはどこの市町村もそうだと思いますが、田上町の場合は大体手元に残るのは3割ぐらいということになっておりますが、返礼品の開発については他市町村ではJAが一生懸命になっているところもありますし、池井議員ご指摘のように、やっぱり専門の方が入って研究しているという話も聞いておりますが、いずれにいたしましてもこれらもう少し田上町に、本来であれば田上町の特産品をとということではありますが、それを開発する必要があるらうと、こう思っております。

人口問題につきましては、これは前から交流人口が、いわゆる定着する人口になっていく、そのことが人口増につながるのだということの考えはもう頭の中ではわかっておりますけれども、例えばそのためには雇用の問題があったり、そういったこともあると。それで、実は私はなかなか雇用の問題というのは難しいので、いい教育しながらとか、そういったような事業も含めながら田上町に愛着を持ってもらえる人口をふやしていくと、こういうふうに考えてきたわけでありまして。これらは、

大きな課題になっております。観光事業につきましては、まさにこれから、先ほど申し上げましたように、旅館協同組合と話をしながら対応してまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 池井議員の一般質問を終わります。

次に、3番、小嶋議員の発言を許します。

（3番 小嶋謙一君登壇）

3番（小嶋謙一君） 皆さん、おはようございます。3番、小嶋でございます。

去る5日、田上中学校の卒業証書授与式に議員の皆さんと出席させていただきました。めでたく卒業証書を授与され、式場を後にする104名の卒業生を送りながら、このうち将来田上に住んでくれる生徒は何人かな、何人の子どもが帰ってきてくれるかなと、そういう思いをめぐらせていたのは私だけではないと思います。卒業生の背中を見送りながら、地元で生活を営むことができるよう、このようにするには今後は一層の産業振興に努めていかななくてはならないと決意を新たにしました次第であります。少子化、子育てをはじめ、まちづくりの基礎になるのは田上町における産業の振興にかかっております。このたびの予算案全体は各所への配慮は感じられますが、昨年からの継続事業、例えば交流会館の建設など、代表される無難な編成であったと思います。

さて、本定例会において町長に30年度施政方針並びに予算案を産業、とりわけ農業振興の観点から、また公共交通のワーキンググループの検討内容について質問させていただきます。

最初に、農林水産業関連事業の中で、町独自の取り組みとして米価の安定を図るため、生産調整推進助成金2,880万円を計上していますが、この取り組みの中身について伺います。1つは、助成金予算額の算出根拠と対象件数の見込みはどのようにしているのか。2つ目は、助成の趣旨に30年以降も需給調整を推進するためには実施者への助成は必要とありますが、助成年数の考え方について町の財政を勘案した中で捉えていくのか、それともほかの農業施策とあわせ、ある程度農業の振興に効果にめどをつけた段階で助成をやめるのか伺います。3点目としまして、園芸作物はアスパラ以外を助成対象から外しているように見受けられますけれども、この理由は何でしょうか。

2つ目としまして、新規事業として県の補助で園芸生産促進事業補助金として当初予算案、これは当初予算概要額でございますけれども、118万1,000円、大豆、ソ

バ、それから麦、生産促進事業補助金として147万2,000円を計上しております。この取り組みについて、実施者の選考と配分はどのように決めるのか。大豆、ソバ等は、先ほどの需給調整と合わせた作付の拡大を図ることはできないのかという、この2点について伺います。

3番目に、商工・観光関連事業であります。向こう3年間行われるデスティネーションキャンペーンと関連を持たせた取り組みについて、観光協会と具体的に詰めていく一方で、町民からアイデアを募るなど、町民の参加を促すPRも必要だと考えます。このことは、町を挙げてにぎわいの創出につながるチャンスと捉えますが、主体は協会になるのか、町になるのか尋ねます。

最後に、公共交通ワーキンググループについて尋ねます。昨年の12月定例会で福祉関連事業に公共交通見直しの調査費を求めていましたが、今回計上されていません。平成30年度は町民への聞き取りや、これを反映した社会実験も必要になるだろうと考えていましたが、公共交通の見直しを検討しているワーキンググループでこのことは取り上げられなかったようです。そこで、現段階においてワーキンググループは公共交通の見直しをどのように捉え、進めようとしているのか、その中身を尋ねます。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの小嶋議員のご質問にお答えをいたしますが、最初にいわゆる生産調整に関連したご質問であります。助成金予算額の算出根拠と対象件数の見込みにつきまして、額は昨年と同様ですが、基本助成といたしまして一般作物、地力増進作物、大豆、ソバ、それから新規需要米、麦、特例作物が10アール当たり1万3,000円、備蓄米、加工用米、5割減栽培が10アール当たり1,300円、団地加算としては大豆、ソバ、麦が10アール当たり2万7,000円、地域特例加算としてはアスパラガスが10アール当たり2万7,000円としております。

以上が町の、いわゆる助成金の内容ですが、国の助成金と合わせまして、おおむね稲作生産並みの収入が確保できるような助成単価となっております。対象件数といたしましては、平成28年度は154件、平成29年度は142件でありましたので、平成30年度は140件程度を見込んでおります。

次に、助成年数の考え方につきましては、平成30年度より国による、いわゆる数量目標配分が廃止となりました。県内全地域の農業再生協議会でそれにかわる目安数量を生産者に提示をしております。当協議会では農業者の皆さんが昨年同様に生

産調整の取り組みができるよう本年度も助成金を計上しております。少しでも米価の安定が図れればと考えているところであります。よって、財政が厳しい時期ではありますが、今後も需要状況は注視しながら助成を続けていきたいと考えているところであります。

次に、アスパラ以外の園芸作物に対して外している理由につきましては、先ほどの算出根拠の際にも説明しましたが、一般作物としてアスパラガス以外の園芸作物も対象としておりますが、助成対象外ではありません。

なお、アスパラガスは水田フル活用ビジョンで、地域特例作物として推進しておりますので、他の園芸作物とは別に加算助成がつきます。今後は、他の園芸作物が地域特例作物として認められ、生産拡大を推薦していくことも考えられます。

次に、新規事業としての県の補助に関連してのご質問であります。実施者の選考と配分につきましては、今回の補助事業はいわゆる農林県単と言われる事業でありまして、農林県単の要綱、それから要領によりまして、採択基準及び支援内容に合致した事業実施者、いわゆる農業者からの申請によるものであります。今回の園芸生産促進事業は、アスパラガス栽培用のパイプハウスの導入費用の補助であります。大豆・そば・麦生産促進事業は、薬剤散布用の乗用管理機械導入費用の補助であります。県の審査では、施設の規模や機械の能力、それから生産体制、収支、生産物の収量と、細かい点まで書類及びヒアリングを行い、無理のない実現可能な計画であれば決定をされます。町としても補助金の上乗せを行いまして、事業実施者の負担軽減を図り、農業振興を行うものであります。

次に、大豆、ソバ等の作付拡大につきましては、需給調整の観点からすれば大豆、ソバ等については、作付を拡大したい作物であります。そのために農業協同組合と連携いたしまして、生産者に品種や新技術の導入など、様々な指導あるいは支援を行っており、徐々にではあります。面積拡大が図られております。今後は圃場整備も控えておりますので、水稻以外の園芸作物の生産拡大に努めていきたいと考えております。

次に、3年間行われますデスティネーションキャンペーンについてのご質問であります。これはJR6社及び自治体、それから観光関連団体と一体となって行う大型観光キャンペーンであります。今回のキャンペーンは、平成30年度から32年度の秋に、これまでとは違って新潟県及び山形県、庄内地方が対象エリアになりました。これまでに新潟県は「うまさぎっしり新潟」をタイトルとしておりましたが、今回はさらにそれを進化させ、食に関するストーリーや地域性あるいは歴史、文化

を全面に出しまして、日本海ガストロノミー、いわゆる美食旅をテーマに取り組んでいくことが決定をいたしました。現在田上町は弥彦、三条エリアの中で協議を行っており、町では今年100周年を迎えます椿寿荘や開湯280年を迎える湯田上温泉及びデスティネーションキャンペーンのテーマでもある食に関しまして、素材の磨き上げ、それから掘り下げ、発掘を行っているところであります。ご質問にあります、主体は協会か町かについてであります。本DCの趣旨からしまして、各自治体だけではなくて、観光関連団体、それから旅行業者を含め、様々な方が関係をいたしまして、作り上げていくのがこのデスティネーションキャンペーンになると考えております。このデスティネーションキャンペーンをきっかけといたしまして、町観光のより一層の発展、向上につなげていきたいと考えているところであります。

最後に、公共交通見直しの関連した質問であります。平成29年12月議会の一般質問で、12月に道の駅整備推進協議会のワーキンググループを開催をいたしまして、他市町村での実例あるいは様々なデータも含め、最善な方法を検討すると答弁いたしました。同年12月25日に道の駅ワーキンググループを開催をいたしまして、コミュニティバスやデマンド交通及びタクシー利用助成など、他市町村で実施している例や、そのメリット、デメリットなどの17種類でパターンを提示しまして、当町で必要と思われるもの、10種類程度を絞りました。今後は、高齢者など対象にアンケートをとりたいと考えております。事前にアンケートの内容などをワーキンググループで協議をすることにいたしております。その結果によりまして、必要に応じて老人クラブ連合会やあるいは民生委員及び関係機関などからも意見を聞きまして、利便性やあるいは経済性を考慮しまして、あれば便利よりも真に利用する公共交通の形態の原案ができるよう進めてまいります。

以上であります。

3番（小嶋謙一君） では、2回目の質問をさせていただきます。

まず、生産調整推進助成金についてでありますけれども、私はこれから述べる中で、本来この施策は必要なのかという見方からちょっと話をさせていただきたいと思っております。そもそも生産調整推進助成金そのものは実施者、要するに受け取る人にとってみれば、ないよりありがたい、あったほうがよいわけで、相変わらずの見舞金的な発想では農業現状に対し、抜本的な対策にはならないと私は考えています。今農家が抱えている大きな問題は何かといえば、皆さんの前で釈迦に説法にはなりませんけれども、農業では食っていくのが容易ではなく、兼業でやりくりしているのが実情で、産業として全く魅力もやりがいもなく、したがって後継者や担い手がい

ない中で高齢の体に無理をしながら維持しているのが実態であります。この中で、町もようやく基盤整備着工の運びとなり、新津郷土地改良区の田上工区は早ければ2年後に完了するとの声も聞いております。しかし、基盤整備の条件として整備後は全面積の2割は園芸作物を作付しなければならないらしく、このことに対しても高齢化と担い手がいないことが大きな問題となり、また実際農家の人の肩にかかっている問題であります。この解決策は何か。これも釈迦に説法になりますが、農地の集積化を図り、法人化あるいは異業種の参入による産業としての農業振興を全面に打ち出すしかないと思います。

昨年11月に町政クラブでは、県内における異業種による農業参入事例として糸魚川市の建設会社が水稻ほか、ソバや果実の生産、妙高市では都内の会社が法改正後県内初めて、そして特区以外では全国初の参入となった大葉、これは青ジソですけれども、大葉とハーブの生産を主としている2件について研修してきました。この中で糸魚川市は市そのものが市場開拓に参画し、妙高市は法人とリース方式で市が契約しています。要は行政も営農に関与しているということです。しかし、田上における現実の話をするれば、法人化に農家組合員の考えは一枚岩ではありません。法人にしたとき、冬場の産業としてハウス栽培などの検討も必要になるとは思いますけれども、山積する難題をクリアしていかなければなりません。この難題に向かって農家をはじめ、再生協議会やJ A、行政と議会が一丸となって対峙する覚悟を持たなければ、田上の農業は消滅してしまいます。

以上のことから私は、生産調整助成金について、これは一つの考え方、見方ではございますけれども、今後は資源を担保しておき、農業法人化へ向けた支援に当てるという策もあるのではないかと考えますが、執行側の意見を尋ねます。

2回目、2問目ですけれども、アスパラ以外を助成対象から外していることについて、先ほどの答弁でございましたけれども、田上の園芸作物の特産がアスパラだけでよいわけではなく、現実にはアスパラから、要するに栽培から手を引いている農家も出てきております。町の担当者の方はもっと現場へ足を運び、生産者の声をもっと聞くべきではないでしょうか。聞いてもどうにもならないという頭があるからだと思えますけれども、このことは上司のやる気と指導にかかっている。農家組合からは町は一つもかかわってくれないとの声も聞こえてきます。先に述べたように、ほかの市町村では営農に行政が関与している例は多々あります。30年度は担当職員措置の奮起を願ってやみません。

それと、園芸作物促進事業の取り組みが補助金申請に手を挙げた実施者だけでな

く、本来は申請に手を挙げる実施者をふやすことではないでしょうか。現実には先ほど述べたように、担い手がないことが要因であり、対策の一例として、それこそ町独自に道の駅に近接して季節野菜栽培のモデルハウスを私は5棟設け、先ほどの助成金の関係なのですけれども、2,800万円あれば5棟ぐらいできるかなと思っているのですけれども、雇用と農業への魅力を見出す施策も考えられないか、お尋ねします。

デスティネーションキャンペーンでありますけれども、田上は駅を2カ所持っております。途中下車を促すおもてなし発想もあっていいと私は思っております。その中ではタケノコ掘りやトレッキングなど、ルートの整備に町も積極的に関与していただけないでしょうか。

最後に、公共交通でございますけれども、毎回また小嶋は公共交通かと思われていると思います。答えの一つとして現状のままもあり得るかもしれませんが、車の運転ができる人を対象にしているのであれば別ですが、これではコンセプトの近きものは寄ってきません。先ほど17パターンについての検討ということで答弁いただきましたけれども、交流会館オープンまで1年の余裕しか私はないと見ています。どうか失敗を恐れることなく、幾つかの例を試行すべきであります。このほうが町民に行政の一生懸命さも見えてくるのではないかと、私はそのように思っております。高齢者個人は、タクシー補助券を使ってまで交流会館やPLANTへ買い物には来ませんと、私はそのように考えますが、これで2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） それでは、今ほどのご質問にお答えします。

最初に、生産調整にかかわる問題でございますが、これ議員ご承知のように、民主党が農家をやはり手厚く支援するというところから来ました。恐らく今の農家の方もそのほうがよかったなと思っているのだらうと思っておりますが、残念ながら今の政権は、はっきりは言いませんが、恐らくはやっぱり国のほうの資金不足か何か知りませんが、最終的には今年度からはほとんど補助しないということで、本当に農家の方が困っているのだらうと、こう思っておりますが、先ほど申し上げましたように、田上町はあくまでも米を作って得られる収入に見合うだけの、いわゆる補助をしてきておりますので、恐らくは他市町村よりは農家に対する支援というのは、私はかなり大きいのだらうと、こういうふうに思っております。そういうことで、今後とも農家の方の支援は、やはりやっていく必要があるのだらうと、こう思っております。

いずれにいたしましても、次の問題ともかかわりますけれども、あくまでも後継

者の問題、それから生産組合、それらとも当然関連していることでありますので、やはりそういう多面的な感覚から農業を支援しませんと、単発的な支援では無理だろうと、こう思っております。それで、今後新しい圃場整備でなった場合は2割増しの、いわゆる園芸作物を作れと、こういうような県の方針もあるようですが、これも県央地域の会議に出たところ、ほとんどの土地改良区の理事長さんたちは音を上げています。実際には非常に難しいということを行っているのが現状でございますが、やれと言うから、やるけれどもと、こういうことを言っておりましたけれども、大変大きな、荷の重い課題だというようなことのようにあります。

いずれにいたしましても、こういったようなことを解決できるのは私は前から言っておりますように、今後の農業というのはやっぱり法人化をしてやっていく必要がどうしてもあるだろうと、こういうふうに思いますので、小嶋議員ご指摘のとおりだと思っております。

それから、アスパラについては、実は家の近所に一番大きなアスパラをやっている方が2件あるわけにありますので、よく見かけるのですが、大変ある程度収入が得られると、こういう話であります。お聞きしますと、やはり人手が足りないということでもあります。見てみますと、天気の良い日はというわけではないでしょうけれども、アスパラは朝収穫して、午後にももう一回収穫するように、最盛期は2回収穫することもあり得るといようなことを言っております。これがやはり人手が十分にあれば当然成り立っていくことでもありますし、ほかの地域ではハウスの中で作っているところもあります。これも前にもお話ししたと思っておりますが、アスパラで成功しているのは、私も前視察しました山形県の最上町というところがありますが、そこが大変成功しております。これはもう全面的に農家が協力しております。農家とJAが協力いたしまして、作付から出荷までというように、そういう体制が望まれるところだろうと思っております。

それから、補助金の対象につきましては、田上町としては現状では今先ほど申し上げましたようなところがかなり上を行っている補助金だろうと思っておりますが、これから新しいものがあるのであれば、当然これも検討しなければいけないと思っておりますが、とりあえず現状はある程度農家の人にとっては補助金としてはいい方向に行っているのだろうと、こう思っております。それから、このDC、デスティネーションキャンペーンでございますが、これ前のキャンペーンのときにも実は駅を利用したいわゆる運動をいたしまして、駅から歩いて田上町をめぐるというような運動をした、いわゆる事業をしたこともありますが、今回のことにつきまし

でも、もう少し幅を広げて事業に当たれるように、これ先ほど申し上げましたように、自治体と観光協会あるいは旅館組合とも、あるいはJRも当然ですが、協力してやっていきたいと思っております。

最後に、公共交通のことを申し上げますと、本当にこれは何をしたら町民の、特に高齢者の場合であります、どれを使えば一番いいのだろうかというようなことで今検討を進めているところでありますが、何回会議を開いてもなかなか一番いいというのは難しいというようなことのようにありまして、高齢者からももう少し直接お聞きをして、本当に公共交通を利用できる体制を作る必要があると思っておりますが、デマンドバスというのは大変聞こえがいいし、ほかの市町村でも取り組んだことがありますけれども、余り成功したことがないようなことも言われておりますし、一番現状ではやっぱりタクシーの補助金かなと思ってもいますが、これは私の考えでありまして、これからワーキンググループのほうに提案をいたしまして、町民の方が一番利用しやすい形に、できるだけ早い時期に決定をしていきたいなと、こう思っております。

以上であります。

3番（小嶋謙一君） 3回目になりますけれども、農業法人化につきまして、今町長はいずれはということで賛同されているわけですが、今言った生産調整金を出すような現状から法人化へ向けた道のり、道程といいますか、その経路、課題はどういうことで捉えているか、もしお考えあればここで聞きしておきたいと思えます。

あと、それからデスティネーションキャンペーンですが、私は先ほど言いました町民に参加を促す、要するに町民にもPRをして、町を挙げてのにぎわいの創出に何とかつなげられないかと思っておりますけれども、あくまでもそのJAだとか旅館組合だ、もろもろ自治体、観光関連の人たちだけではなくて、田上の場合には町民を挙げて、町全体で周辺のお客様を迎えるというような雰囲気、気持ちを作るようなこと、醸成ができないかと、醸成づくりはできないかと思っておりますけれども、これ2回目の質問とさせていただきます。

あと、ワーキンググループのことについて、先ほど17パターンということ言われまして、今のお話では何度聞いてもグループのほうからその先の答えは出てこないというような感じを私受けましたけれども、実際どうなのでしょう。協議会のメンバーの人たちというのは、世間のこともいろいろ見ているとは思いますが、経験していると思うのですが、どうも田上町のこととその世間のことがうまくマッ

チングできていないのかなという私も気もしておりますけれども、これは今後の課題ですので、できるだけ早く、実際物事を検討するにも1年しかもありませんので、ぜひとも最後の町長の指導を発揮して早目に事を進めてほしいと思っております。

以上です。町長、いろいろどうもありがとうございました。

町長（佐藤邦義君） それでは、3回目のご質問にお答えしますが、最初に法人化への道筋ですが、これもこれまでに田上町の法人化というのは、今後藤の1件だけでございまして、そのほかに下吉田もそういう方向に行きつつあったのですが、今のところ余り進展しないようでありまして、法人化をするには私は前から言っております、3人の中心になる人がいないとなかなか進まないだろうと思います。そういう人材をまず選んで、それから農家の人たちのお互いの信頼感がないとなかなかできないというふうに思っております、私どもみたいに年をとった人間がやったのでは、これはなかなか法人化できませんから、できるだけ若い人たちの担い手で法人化をしていくことが田上町としては必要ではないのかなと思っております。やはりお互いが信頼をしながら、法人化をして稼げる農業に発展させることが必要だろうというふうに思っておりますので、これらにつきましてはまた各地区にそういう話をしながら、立派な指導者を中心に法人化を進めてもらいたいなと思っております。

それから、DCを町民を挙げてということと、ワーキンググループの経過も含めまして、早急にということでございますが、これ直接担当課長が会議等に出ておりますので、補足をしていただきます。

産業振興課長（渡辺 仁君） それでは、私のほうから小嶋議員のご質問にお答えしたいと思えます。

小嶋議員の一般質問の要旨のほうでも見受けられるとおり、魅力的なまちづくりという観点からのお話だと思っております。デスティネーションキャンペーン自体、町長も冒頭でお話ししたとおり、JR6社及び自治体、観光関連団体等が中心となってキャンペーンに当てはまった、新潟県は今回で、平成30年度に行うので9回目の実施となりまして、京都に次いで多いということでございます。そういった中で、31年の秋に本番を迎えるわけですが、そこに向かって集客して、お客様を送り込もうというような大型キャンペーンとなっております。そこで、迎え撃つ部分についてはやはり観光施設、宿泊施設を中心としたところが対象となるわけでございますけれども、その部分で地元の方からの応援をいただいたらいかかというご質問だと思っております。その部分については、全く私どもも考えており

ませんでした。例えば湯の街めぐりで地元の上野地区とか山田地区の方から我々も本来もう3回、4回とやっていますけれども、その辺も発掘していきたくて考えておりましたので、今回のこのDCもそういう部分での考えも出てくるのかどうかということをもた議員のお言葉を反対に参考にさせていただきながら、内部でも検討させていただいて、住民とのマッチングも生まれてくればすばらしいことになるかと、祭りもDCも含めてなるかと思っておりますので、回答になっていないようでございますけれども、大変参考になるご意見ということでお伺いしておきたいと思っております。ありがとうございました。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 先ほどの補足させていただきますけれども、ワーキンググループのメンバーは大学の先生ですとか、商工会さん、社協の職員なのですけれども、今まで開催してございましたけれども、確かに高齢者の声を直接聞いてございませんので、これから町長の答弁にありましたけれども、高齢者などの声をアンケートとりまして、それを活かしてスピードをもって決定したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（熊倉正治君） 小嶋議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時21分 休憩

午前10時35分 再開

議長（熊倉正治君） それでは、再開いたします。

今日最後の質問者であります。1番、高取議員の発言を許します。

（1番 高取正人君登壇）

1番（高取正人君） おはようございます。1番、高取正人です。

1月、2月の大雪も3月1日、議会初日に大荒れの天気の中で雪が解け、今日窓から眺めると、田んぼや道路の土が出ております。中学校の卒業式も終わり、3月、年度末ということで卒業シーズン、来月4月は入学式ということで、新しい年度に合わせて新しい生徒が入ってきます。田上町は、少子化という現状の中で今年度の出生数と来年の出生数が増えることを願っております。

では、一般質問を始めたいと思っております。情報セキュリティポリシーについて。今年度の事業として、情報セキュリティポリシーの改訂がありました。田上町の情報セキュリティポリシーの考え方について町長に以下のことを伺いたしたいと思います。

今回の情報セキュリティポリシーの改訂の要旨と情報セキュリティポリシーの公

開の予定はありますでしょうか。

2点目、職員には情報セキュリティポリシーについての研修が行われていると思いますが、私たち議員に対しても庁舎内でパソコンを使うことがありますので、情報セキュリティポリシーの研修が必要かと思われませんが、どのように考えていますか。

3番目、定期的に外部有識者による情報セキュリティの監査が行われることが推奨されていますが、町では実施していますか。また、直近ではいつ実施しましたか。

4番目、機密保持、情報漏えいの予防策として、一般企業ではパソコンにインストールされているソフトウェアの情報及びウインドウズのセキュリティパッチ等のバージョンをサーバーで取得し、一元管理をされています。また、パソコンに接続されるUSB機器の情報を集中管理し、登録されていないUSB機器の接続をブロックしたり、外部に持ち出すデータには暗号化をかけ、万が一USBメモリーなどが紛失した場合にはそれを解錠することはできず、内部のデータを守るなどの措置が講じられていますが、田上町ではどのようにされていますでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長（佐藤邦義君） ただいまの高取議員のご質問にお答えしますが、情報セキュリティポリシーの改訂の内容についてのご質問であります。今回の改訂は総務省の、いわゆる地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等に対応したセキュリティ対策を実施するためのものであります。今回の改訂により全庁的なセキュリティレベルの向上を図ろうとするものであります。

なお、セキュリティポリシーの公開等事務的な関係においては担当課長に説明をさせます。

以上であります。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、情報セキュリティポリシーの事務的な関係について私のほうからご説明させていただきます。

最初に、情報セキュリティポリシーの公開予定についてであります。情報セキュリティポリシーは基本方針、それと対策基準との2部構成から成り立っております。当町ではその基本方針を実現するために何をなすべきかを示したセキュリティ対策の具体的な指針が情報セキュリティ対策基準であります。それと、その対策基準を定められた内容を具体的に実行していくための手順である情報セキュリティ実施手順がありますが、それについてはそれこそまさにセキュリティの観点から非公

開としております。セキュリティの問題から今後も公開を行う予定はございません。

それから次に、議員対象のセキュリティポリシーの研修ということですが、町職員を対象とした研修というものは町が保有する情報資産の漏えいなどを起こさないために、情報セキュリティ対策の一環として実施する研修であります。あくまでも町が保有する情報資産を守るため、実施する研修であります。一方、議員おっしゃるとおりに、議員対象の研修ということですが、議員の皆様が直接町の情報資産を利用して業務を行うということはちょっと想定できません。考えられませので、職員と同様の研修は特に必要ないものと思われま。

なお、議員の立場で町から得た情報資産の管理のあり方について研修が必要であるというようなことであれば、それは議会内部で実施の必要性について検討していただくべきものと考えております。

次に、外部有識者による情報セキュリティ監査についてであります。情報セキュリティへの専門知識を有する実施機関の選定などの問題があり、残念ながらこれまでのところ実施したことはございません。実施については、今後の課題ということで考えております。

最後に、機密保持、情報漏えいの予防策についてであります。議員がご質問された内容の対策は当然必要な対策であると考えております。基幹系システムについては、それら全ての対策を既に講じておりますので、ご安心いただきたいと思います。

以上であります。

- 1 番（高取正人君） まず、1点目の公開についてなのですが、こちら総務省の地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、平成27年3月版、これが改訂された一番新しいもので、策定は平成13年3月30日、15年ぐらい前になっております。新潟県のセキュリティポリシーという形で公開されています。こちらの制定は、平成14年4月1日、1日しか違いませ。改訂日は、平成28年2月9日ですので、最近は総務省におくれること1年です。田上町は平成29年度ですので、総務省におくれること2年、新潟県におくれること1年で、なおかつ公開はされていませ。ほかの市町村をネットで調べますと、出てくるかと思うのですが、ほとんどの市町村で公開されています。町の基本の考え方、情報セキュリティだけではなくて、人間としてセキュリティ管理者を定めたり、何とかしたり、セキュリティの監査も定期的に、社内のメンバーというのですか、町の職員の中での監査と、それと外部の監査が必要だということをやっています。やっぱりこういうことはよ

それに倣って公開したほうがいいのではないのでしょうか。町は、田上町住民基本台帳ネットワークシステム情報セキュリティに関する要綱として住民基本台帳ネットワークについては公開しております。住民基本台帳はなくなりましたので、やっぱりマイナンバー制度及び情報セキュリティポリシーというのがありますので、これはやっぱり公開すべきものだと思いますので、対処をお願いします。

2点目、セキュリティポリシーの研修、こちらなのですが、議員は庁舎内でパソコンを使わないからということと言われていまして、職員の内容をチェックするためにも議員として、議員がやっぱり、議員控室にパソコンが1台ありますので、そちらのほうからインターネットを使います。そのインターネットが別回線になっていけばいいのですが、そういうところでパソコンの使い方としての基本としてセキュリティポリシーがありますので、やっぱりこれはぜひとも議員に対してもセキュリティポリシーをやっていただきたいと思います。

最後なのですが、やっぱり情報漏えい、機密対策ということで、いろんな形でアプリケーションがあります。特に最近ではマイナンバーが入ってきたりして、USBメモリーに暗号がかかっています、その暗号で接続したときにパスワードを入れないと中の情報が見れないようなものがあります。バックアップとして外部接続ディスクを接続する場合、ノートパソコンなんかもそうなのですが、もう完全にハードディスクを暗号化して、パスワードを入れないと使えないような状態にするソフトがあって、それを今推奨されています。情報セキュリティポリシーの対策として推奨されているので、対処済みだということなのですが、そういうものに関して予算がついているようなのは見れないみたいなので、やっぱりこれも検討していただきたいと思いますので、答弁をお願いします。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、再質問にお答えします。

1点目の公開している全市町村というか、ほとんどの市町村が公開しているというようなお話でありましたが、県内では新潟市が公開しているようではあります。ほかの市町村はどうかというのはちょっとわかりませんが、それを公開することがいいことかどうかというのは私は疑問に思っておりますので、それこそサイバーセキュリティ攻撃から守るためには何でもオープンにするべきものではないというふうに私は考えておりますので、今後も特に公開する予定はないかと考えております。

それから、議員の研修の関係であります、議員がパソコンを使わないということは一切言っておりません。町の情報資産を議員が業務にどういうふうにするのかということは考えられないと言ったことでもありますので、それに対しての情報資産

をどう扱うということがこのセキュリティポリシーの考え方でありますので、それについて議員のほうでも研修が必要と言うのであれば、それは議員内部でよく考えた上で研修等は行っていただければありがたいというふうに思っております。

最後、サイバー攻撃の予算……機密保持とか情報漏えいの予防策について予算が見えないというようなことでありますが、それはもちろんいろんな電算関係の経費の中に含まれておりますので、特にその部分が幾らというふうには予算計上等はしておりませんので、お願いしたいと思っております。

以上で再質問に対してのお答えを終わります。

1 番（高取正人君） 町の予算、町の事業に対して予算化があって、多分全部が町単独事業ではなくて、ある程度補助金をもらってやっていると思っておりますので、こちら県や市町村、私のパソコンでは2番目に出てくるのが群馬県邑楽町、多分今年総務産経で委員会のほうで行政調査に行ったところですので、邑楽町のものが2番目に出てくるのですが、県内ということではないので、ほかのところの市町村という形でやっぱり公開されています。新潟県では平成14年4月1日に制定されてずっと公開されているわけです。田上町はその間作られたということであれば問題はないのでしょうけれども、何のために公開するかというのは、やっぱりこれは基本のもので、行政の対策というものはほとんど書かれていないのです。逆に言えばもう新潟県、この9ページのものでしかありません。国のほうのセキュリティガイドライン、こちらはもう考え方に対してどういうことをすればいいのかということ厚いです。ずっとやると38ページあります。管理者を定めたり、パスワードに関するもの、メールやインターネットの閲覧に対しても書かれています。役場の庁舎内で議員用のパソコンがありまして、そこにインターネットが接続できると。一般的なことですけれども、役場の庁舎としての基本方針というのがあるわけですから、議員に対してもそういうものは考えてほしいと思われると思っておりますので、やっぱり議員に対してもセキュリティポリシー、これ人材派遣業とか会社で仕事に行きますと、入所教育というのですか、もう初日に大体1時間程度の内容で話がある程度内容ですので、議員に全員協議会のついでに話をされても大丈夫だと思っておりますので、ぜひともやっていただきたいと思っております。いろいろ補助金をもらっている事業ですので、その中で町単独の事業として行われていることはないと思うのですが、財政再建を今までやられてきて、財政再建だけではなくて、やっぱり産業振興策ということで、地元の業者というわけではないのですけれども、こういうものもやっていくことが振興策だと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

総務課長（吉澤深雪君） 再々質問、3回目であります。何かセキュリティポリシーの公開と議員の研修ということなのでしょうか。先ほども言ったとおりなのですが、基本方針的なものは、それは各市町村も公開しているとは思いますが、公開しているところもあるというようなことでもありますし、基本方針についてご説明しなさいと言うのであれば、そういう機会をいただければ、それはその機会にまたそれなりに検討していきたいというふうには考えております。ただ、あくまでも手の内をさらけ出して、それこそサイバー攻撃を受けるようなことは私どもしたくはないというふうに考えております。

議員の研修というのは、それは私どもから研修を開いてくださいというようなものではないというふうに考えておりますので、お願いしたいと思っております。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 高取議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時53分 散会

別紙

平成30年 第2回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 平成30年3月8日（木） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
		散会	

第 3 号

(3 月 9 日)

平成30年田上町議会
第2回定例会会議録
(第3号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 平成30年3月9日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 9番 | 川 崎 昭 夫 君 |
| 4番 | 皆 川 忠 志 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 5番 | 今 井 幸 代 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 | 14番 | 小 池 真一郎 君 |
- 4 欠席議員
な し
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 佐 藤 邦 義 | 産業振興課長 | 渡 辺 仁 |
| 副 町 長 | 小日向 至 | 町 民 課 長 | 鈴 木 和 弘 |
| 教 育 長 | 丸 山 敬 | 保健福祉課長 | 吉 澤 宏 |
| 総 務 課 長 | 吉 澤 深 雪 | 会 計 管 理 者 | 佐 藤 正 |
| 地域整備課長 | 土 田 覚 | 教 育 委 員 会 長 | 福 井 明 |
| | | 事 務 局 長 | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨 |
| 書 記 | 渡 辺 真夜子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午前9時00分 開 議

議長（熊倉正治君） 改めておはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（熊倉正治君） 日程第1、一般質問を行います。

10番、松原議員の発言を許します。

（10番 松原良彦君登壇）

10番（松原良彦君） おはようございます。議席10番、松原でございます。一般質問をさせていただきます。

その前に、私は今回この田上町に大変大きな災害とまいましようか、難儀をもたらした大雪について、職員の皆さん方、それから現場に働いていただきました業者の皆さんに大変ご苦労さまでしたということで御礼を申し上げます。私は、今回一般質問通告書を出しておりますけれども、3件の内容で通告を出しております。1つは今回の大雪について。それから、敬老会のあり方、参加者が少ない理由について。最後に、町長と最後の一般質問のやりとりがあるかと思っておりますので、町長の退任のことについてお話をお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず最初に、一般質問の1番でございますが、今回の大雪は、まだ名称が気象庁から発表されておりませんが、当田上町においても余りにも大雪で大変難儀をした2月となりました。この雪の重さは、豪雪で大雪災害だと誰しも思ったのではないのでしょうか。当町でも除雪に関しての苦情電話の数などどのくらい来たのか。停電や樹木の倒伏による通行止め時間はどのくらいだったのか。老人憩いの家の心起園の休館などは管理不十分というような声も聞こえています。その他に関しては、道

路の除雪幅が狭く、緊急車両などの除雪が行き届かない問題や、ひとり暮らしの高齢者対応、また小・中学校のスクールバスに乗る時間的対応や、始業時間や退校、休校等などに関する安全関係について、また消火栓の除雪などは全く目についたことはありませんでしたので、その点1つ。最後に、ボランティア作業のお話など、自助、共助、公助など、どの程度本物として動いたのか、公表できるなら町長自ら発信して、この経験を次に活かすべくお尋ねいたします。

次に、敬老会のあり方と、参加者が少ない理由はということで、町長にお尋ねいたします。田上町では、年1回の地区別敬老会が主に9月、10月ごろに開催されております。私が申すまでもなく、敬老の日は日本の国民の祝日の一つでもありますし、日付は9月の第3月曜日であります。平成14年までは毎年9月15日を敬老の日としていましたが、平成15年から現行の日に変わりました。お年寄りの日として家庭では年寄りを大事にし、お祝いをするのが一般的ではないでしょうか。各市町村で国の行事としてお祝いの行事が行われています。我が田上町も昔は町民体育館で挙行してきましたが、参加者が少なくなり、佐藤町長の肝いりで各集落にお願いして始まったのを覚えています。平成29年で、去年の年で第12回を数えます。私は、保健福祉課より地区敬老会実施一覧表をもらって見ています。75歳以上の方が多くいる割に出席者が少ないことから、幾つか質問をいたします。ここ数年増えた年もありますが、出席者がだんだん減ってきていること、また参加率も30%台で、もう少し高くなってほしいが、出席した人、欠席した人などにこのような状態をどうであるかということを知ったことは町としてあるでしょうか。実施一覧表の中で、主催者欄の中で毎年「区長、民生委員、食推を中心に開催」とあります。こんなに頑張ってくれているのに、何かが不足していると思いますが、どう思いますか。率直な意見を尋ねたいと思います。

最後に、私は佐藤町長と最後の一般質問のやりとりになるのではないかと思います。あえてこういう問題を出しておきました。佐藤町長は、6月21日の任期満了に伴う町長選に6選出馬せず、引退するという意向が示されました。私としては大変驚き、愕然といたしたところでございます。かわりに後継候補に、若い今井町議を指名したことは熟慮で賢明な判断だと思いますし、佐藤町長自ら決めたことで、大変立派な、勇気ある決断と感銘いたしておるところでございます。

最後に1つ、20年町の長としてやってこられて、思い出に残る大成功の話を1つ、これはうまくいかなかったなどありましたら、エピソードなどで結構でございますから、お話を1つずつ聞かせてもらって終わりにしたいと思います。町長、大変ご

苦勞さまでございました。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの松原議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、今年の冬の大雪についての質問であります。今年の降雪は例年になく早く、また寒波が長く居座ったこともありまして、田上町では平成23年以来となる大雪となりました。2月末の降雪の合計は397センチでありました。期間最大降雪量は、2月7日の24時間で48センチ、最大積雪深は2月9日で、1メートル1センチとなりました。降雪による除雪作業は町内一斉除雪が21回、部分除雪9回を実施したほか、狭い道路を中心に排雪作業を実施したところであります。苦情件数については220件を超えまして、その多くは除雪に出動するのか、また除雪車が来ない、あるいは地先に雪を置いていったと、除雪が下手だなどと多様でありました。今年は、雪が重たいため、倒木等が多く発生し、除雪車のおくれや連日の降雪による量の多さに出動時間を早くしても、なおおくれが生じた。町民の皆様に迷惑をおかけしましたが、幸いにも生活関連道路の通行止めはなく、また自主防災組織が活動したとの話も聞いておりません。したがって、松原議員が質問されておられる公表できないような個人情報、雪害状況等はありませんでした。しかし、雪による倒木の影響で、1月11日、12日において川船河あるいは吉田新田、羽生田等においては長い間停電になりまして、町民が困ったことも事実であります。今後についても町民の皆様に除雪の出動状況はもちろんのこと、停電等についても丁寧に情報提供し、立ち木管理についても広報紙や、あるいはホームページ等でまた電話等によりまして周知をしまいたいと考えているところであります。

次に、町の敬老会出席率に関連したご質問であります。議員ご指摘のとおり、町の敬老会は各地区の皆さんの協力によりまして21地区で75歳以上の高齢者を対象に実施されておりますが、残念ながら参加率が低くなってまいりました。今は30%台での地区が12地区に、全体で57%に当たりますが、そこで町は区長や、あるいは民生委員等の皆さんが頑張っておられるのに、なぜ参加率が低いのか、その理由をどう捉えているかというご質問であります。敬老会は区長さんを中心に地区で実施いただいて、本当に感謝しているところであります。それらの関係もありまして、町では詳細な実施状況を把握しておりませんが、毎年地区で実施した敬老会の実施状況をもとに区長会や老人クラブ及び民生委員の代表者と敬老会に関する検討会を開催しておりまして、町の参加もしておりますので、ある程度の実施状況は把握し

ております。昨年の11月9日に開催しました敬老会に関する検討会の中では参加者が低い要因としてはアトラクションのマンネリ化などが実は上げられておりました。これらの状況は、毎年開催される区長会で地区敬老会一覧表にして説明しておりますが、ほかの地区で実施したアトラクションを参考にさせていただくこともまたひとつ大事なことでないかと、こういうふうに思っております。

なお、町からわずかでありますが、75歳以上の参加者の全員と協力いただく皆さんに参加者数の40%を上限に、それぞれ1人当たり2,200円を補助させていただいておりますが、これらを有効に活用いただきながら、町も各地区の皆さんと一緒に参加率の向上を図ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、町長の任期満了日が今年6月21日となっている関係から、次期は出馬はしないということを当初は今年1月の中ごろに、中旬に役員会を開催して伝えることにしていました。ところが、突然私の後援会長が12月16日土曜日でございましたが、朝8時に来まして、「次の町長選挙に出ることにしました。推す人がいましたので」、そして「70歳になったので、何かをしなければならぬと思いました」と、こう言って、お帰りになりました。その3日後の12月19日は、以前から新潟日報のインタビューの予定になっておりました、その内容は今年改選の首長シリーズのインタビューでした。後援会長の突然の町長選挙の出馬の話が脳裏から離れず、つつい記者からの質問に答えたことが12月23日の記事になりました。今思うと、もう少し配慮して答えればよかったと、こう実は反省しているところであります。

最後に、思い出になったことと失敗だったということではありますが、平成10年の最初の就任の年の8月の水害の際の山田川の氾濫による田上駅前水害対応では、実はノウハウのない私は当時の国会議員を頼りに国土交通省のトップと直接話をし要望いたしました。今では考えられないことですが、即決で改修を承諾してもらいました。県には実は事後承諾という形でございました。そのとき初めて三条土木事務所が担当であるということを知りました。まさかでありました。苦い思い出でありました。失敗だったことは、403号バイパスの改修であります。国政の問題もありましたが、その当時この地区から出ておりました建設省OBの国会議員の方が突然亡くなられたこともありまして、ブランクができてしまいました。そして、そのため、数年間おくれてしまったことであります。いずれにいたしましても、田上町の交流会館あるいは道の駅たがみの完成とはほぼ同時期、新潟市に接続できると、国、県からの回答があり、ほっとしているところであります。

以上であります。

10番（松原良彦君） ただいまは、大変重みのある丁重なお話をいただきまして、私自身も大変うれしく思っております。ありがとうございました。

2回目の質問でございますが、今回の雪は思っていたよりも、1月の月よりも2月の月がすごかったということは、1月の時点でもうこんな大雪にはならないだろうというような感覚を持った人が大変たくさんいたのではないのでしょうか。特に1回目は30センチも積もった雪がぱっと消えてしまった。そんな関係で、あ、春が早く来るなというようなことのあらわれで、この2月の1日、2日、3日時分の降雪は町の人にとっては思った以上に大変でしたし、思いもかけなかったというのが現実ではないのでしょうか。そして、その関連で、関連といたしまししょうか、その大雪のおかげで水道が凍ったことがまずその一番大変な一つでございました。道路に雪がいっぱいあって困ることはあっても、水道が、水が凍るということは今までになかったことでありますし、それも凍ったことだけではなくて、配管が壊れると、そういうことになりますと、今度は今まで降った雪をそれをのけて、どこが故障になっているのか、その見分けに大変時間がかかる、そんなことで、佐渡市の例も挙げて結構ですが、大変思いもつけないかったというのが現状だったと思います。

それから、今私も質問してあるのですけれども、この出動に220件とこの苦情が寄せられたというお話も聞きました。この中にはいろいろあったかと思っておりますけれども、町の対応が、私は随分上手にいったのではないかと思っております。できないものはできない、待ってくれというのは待ってくれと、そうしっかりとしっかり言って、業者さんにはとにかく水道を直していただきたい、道路の除雪は一生懸命やってくれているのですけれども、なおまた頑張りたいいただきたいというような町長自らのそういう声もあったからこそ、大きな災害というか、言葉にならなかったのではないかと思っております。

先ほどもスクールバスの話をしましたし、いろいろしたのですけれども、私は2年ほど前にスクールバスについて一緒に後ろについて回ったことがございます。それは、どんなところで子どもたちがスクールバスが迎えに来るのを待っているのかというところの現地を見たかったからでございます。回ってみますと、本当に屋根の下というか、そういうところで待って、子どもが安心して寒さに耐えて待っているところもございます。また、反面まるっきり道路の上で、交差点のところ、何もなくて待っている子どもたちもいます。そしてまた、自分の子どものためだと思って、単管でビニール屋根、そういうもので加工して、子どもたちのためにその家の人が犠牲を払って子どもたちのバス停を作っている集落もございます。

このいろいろある中で、道路の上で待っている人たち、これがこの大雪で果たしてどのくらい待ったのか、どのくらいそういうところに連絡がついて、スクールバスが今何時ごろ着きますよなど、そういう連絡、これがないと子どもたちがものすごい危険にさらされます。そういうことも教育委員会がどういうふうな対応をしたのか、そんなところもお聞きしたいと思います。

それから、ボランティア作業の件でございますが、町長はボランティア活動が余り目に見えなかったというようなお話が出てまいりました。これは、私にとってはちょうどいい練習ではないですけれども、大雪という今までは大水、大水と水の対応だけでしたけれども、大雪も災害になると高齢者や障害者、その人たちが大変になりますし、細い道路から大きい道路に入りますと、その道路の曲がり角はまた雪に覆われて車が楽に道路に出られないというようなこともございまして、初めての経験ではないにしろ、とにかく住民の方も大変で、最後はもう疲れ果てて、どうにでもなれというような雪の重さではなかったでしょうか。私は、このボランティア活動がいかに皆さんに大事か、また残っている高齢者の方がもう少し頑張ってくればできるような仕事もあったのではないかと、いろいろ考えをめぐらせると、私はやはり町のほうから民生委員なり区長なり、そういう方たちともう一回この大雪の反省会などを開いてみてはどうでしょうか。これは、区長会で集まったとき、区長会の集まりがあったときで結構でございますが、そこら辺よく区長さん方にお聞きしてもよいのではないかと私は思っております。

それから、こんなときにしか言えないといえますか、そんなことも私1つ思いついて、お話をしています。思いついたというか、前から一般質問にも出ておりますので、思いつきではございませんが、今回のこの除雪の関係におきましては押す除雪機ではもう手が上がるというか、どうにもならないというような状況になってまいりました。思い切ってロータリー除雪車の導入を考えてはいかがでしょうか。大ききにもよりますが、1台2,000万円以上はするかと思います。皆さんも知っているとおり、町のアンケート調査でも、除雪の悪さが一番の問題といいたまいますか、住民のよくしてもらいたい、除雪が一番いつでもトップの欄に出ております。この機会に思い切って購入の決断をしなくては、いつできるのでしょうか。私は、このロータリー除雪車の導入が田上町をよいまちづくりの印象の一つにもなって、また人口が増えるといいたまいますか、その辺にもつながっていくのではないのでしょうか。私の子どもではないけれども、田上は寒くて雪が多くて行きたくないわというようなことでよく言われていますけれども、雪なんて道路の除雪もいいし、コンビニも

あるし、心配ないよと、そういうふうにも子どもたちに言うてお話もできます。

もう一点、大雪のことについてお話をさせていただきます。これは、付録でも何でもいいですから、お話を聞いていただきたいと思います。それは、町の人たちの会話の中で停電しなかった電気、2つ目は少し水を出していた水道、3つ目ではコンビニがいつでもあかっていた、それから4つ目は正確な天気予報、それから5番目に頑張ってくれた除雪車の皆さん、こういうお話が私どもお茶飲み話で幾つかの問題の中に必ず出てきました。私は、こういうふうなお話はもちろん今までは電気、水道、電話なんて言うていましたけれども、今は携帯がございいますので、そう大したことではないですけれども、そのかわりに正確な天気予報、こういうことは皆さんテレビを見て、ああ、あすの何時ごろ大雪になるとか、大風が吹くとか、そういうことがわかってきて、情報というものが非常に大事だというようなことがわかりました。これは、この辺で終わらして、次に敬老会の質問をさせていただきます。

敬老会のお話、いろいろ大変町長ありがとうございました。でも、私から見ると町長は検討いたしましたというようなお話もお聞きしましたけれども、これくらい精いっぱい任せたとも聞こえます。私どもの敬老会の中の一端でございいますが、町長からいただいた祝辞は出席の皆さんが真剣にお聞きしています。こういうときにこそ町長の祝辞の中にもっと町をよくする、皆さん頑張ってくださいねというようなことも含まれておりますが、私は町長の言葉、発信が一番地域住民の力になると思っております。また、そう感じております。こんなことを言うてはなんです、町長ももう二、三年で川船河総区からご招待があるかと思っております。そのときはよろしく願いいたします。

それから、今まさに町は町長選のことで話はいっぱい、県内一の人気者でございいます。中でもある候補者が言うています。民間経営感覚、これを敬老会に何とか利用する手だて、考え、趣向なんかないでしょうか。この敬老会は、今は地区区長、それから民生委員などに任せてありますけれども、なかなかその人たちが民間経営感覚なんと言っても出るものではありません。アトラクションのマンネリ化で人が集まらないのかなんという話も今出てきました。しかし、私はもう少しよく聞いたり、調べたりしておりますと、例えば町の人口データ、これを私は町民課からいただきました。各集落の75歳以上の男女割合、これは行政区名43地区区長がおりますが、そのところで全部の地区で女性の人数が多い。75歳以上は男の人と女の人を比べてみますと、女性のほうがはるかに残っています。これは、女性の寿命が延びたということで、私たちの田上町もその例に漏れず、大変いいことなのかと思っております。

けれども、全部の区で女性が上回っています。そういうことを考えると、敬老会におきましても女性のおばちゃん方になりますけれども、喜ぶ企画、喜ぶ方法、喜ぶ交通ですか、送り迎えというか、そういうのが幾つか私も考えられます。まず、私はそういう観点からしますと、簡単にできるのはどうしても家と勝手の違う会場、こういうところが主でございますので、トイレの誘導や、エチケット直しなど、この補助の人たち、お手伝いを必要メンバーに入れて数えてみてはどうでしょうか。酒を運んだり、お酌したりするのが係ではございませんので、やはりそういう分担を決めた人たちが1人いればおばちゃん方も楽々と来られるのではないのでしょうかと、思っている次第でございます。

また、出席者の中には足腰の弱っている人もいます。座敷用の小型の低い椅子など、各会場に用意していただければと思っております。これは、地区で用意するものでもございますので、面倒が見られたらお願いしたいと思っております。そんなことで、私は何かしら業になりましたお年寄りの方を大事にする、大事に見守ってやるまちづくりが私は一番子どもたちにも、遠くに行って働いている子どもたちにもよい発信になるかと思っておりますので、その点高齢者の対応について町長にまたしっかりとしたお話をさせていただきたいと思っております。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） それでは、2回目のご質問にお答えしますが、最初は大雪についての対応、それから今ほどは現状の報告もいただきましたが、本当に今回は水道水の凍結、あるいはそういったことがあって、職員もそうではありますが、努力したというのか、大変な状況だったということはやっぱり来てみてよくわかるわけですが、細かなことについては担当課長のほうから苦情の内容とか、あるいはどういふ町の対応をしたかについては説明をしてもらいますが、実際には整備課の職員はほとんど午前中は机の上に伏せるぐらいの、やっぱりもう疲れ切ってしまったというふうな状況ではありますが、疲れた中でも連日出なければいけないというようなことだったので、本当に職員は大変だったなと思っておるところであります。

それから、スクールバスにおける停留所での待ち時間等については、これは教育委員会のほうから回答をしてもらいます。

ボランティア活動については、先ほどボランティア活動が余り見られなかったというのは、これは恐らく自分のところの雪かきで、雪の処理で精いっぱいだったろうと思っております。そういったこともあります。今後これはボランティア活動のあり方等についてはまた区長会を中心に地区の助け合いという組織もござい

ので、十分これから検討課題にさせていただきたいなと思っております。除雪車のロータリーの購入については、議員ご指摘のように、二、三千万円もかかるような高価な車でありますので、これも整備課のほうでも検討はしたようではありますが、その辺のことについても回答してもらいます。

それから、町民の皆さんの中にもいろいろなお話があったということでございましたが、十分受けとめていきたいと思っております。

敬老会については、これ当初、先ほども申し上げましたように、各地区でお願いしたいと。できるだけお互いが顔が見える敬老会というようなことで、そういう趣旨で各地区にお願いしたものであります。幾つかは苦情があったりもしましたけれども、大体各地区の皆様方は一生懸命やっただいていただいているというのが現状でございます。最近では、むしろ会場が狭くてという、例えば羽生田とか中店、川船はぎっしりで座り切れないというような状況のところもありますし、そうではないところもあります。ある意見ではもう一回町に戻したいという意見を述べられた方もおりますが、いずれにいたしましても前年の実施状況で、いろんな角度からこの検討会をしておりますので、そこでもまた新たに提起をしながら、よりよい敬老会にしていきたいと、こう思っております。

お手伝いの件でございますが、これも先ほど申し上げましたように、ある程度の手伝っている方への経費については、町として出しているわけではありますが、その辺の具体的な、もう少しこの辺あたりまで協力願いたいということであれば、これらについてもしっかりと検討会の中で揉んでいきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、高齢者の方はこれまで一生懸命田上町のまちづくりのためにも努力されてきた方でございますので、町としてはできるだけの範囲内でしっかりと対応していきたいと、こう思っております。

以上であります。

(ロータリーの件、除雪車の件何かありますかの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) ただいまの2回目のご質問について、私のほうから答えさせていただきます。

今回の雪は、本当に早く12月の頭から降りまして、おかげさまで正月は順調に過ごさせていただいたのですが、1月の11日からずっともう雪が消えないという状況が続きました。その雪は2月いっぱい雪が残っておったわけですが、それだけ私どもにとっては大雪だったというふうに思っております。本当に雪が降って消えて、雪が降って消えてというパターンが私どもにとっては一番うれしいパターンなので

すけれども、もう降るときはどんと降ってという雪だったと、思いもかけない今年の降雪だったというふうに思っています。

次に、水道の凍結に関係しましてご質問がありましたので、お話しさせていただきます。佐渡市でもあったように、当町についても1月の後半、水道管の凍結等によりまして、配水池から水が相当出ました。おのこの各業者さんにおいては、手が回らなく、大体30から50件ぐらい水道業者さんが抱えたというのも事実でございます。水道管の凍結につきましては、マイナス4度以上、マスコミが言っていますけれども、マイナス4度以上の気温になったときに水道管が凍ってくるというふうに言われております。期間、私が認識している間でマイナス9度なんていうのが2回ほどございましたので、恐らく佐渡市もそういうふうな状況でございましたし、当町もそういうことになりました。しかしながら、当町の水道事業につきましては、企業団から水をいただいたり、職員が寝ずの番をして、羽生田浄水場からおかげさまでお認めいただいて、羽生田浄水場から川船に送る配管も初めて使わせていただきまして、効果を発揮したというふうに思っています。

次に、苦情件数220件、対応がよかったと言われる部分も大変ありがとうございます。でも、ほとんどが怒られてございます。下手くそだとか、雪を置いていったとかいうことで、たった今現地に来いとかいう部分もございまして、苦労した部分でございます。

最後に、ロータリーの関係ですが、当町の生活関連道路についてほとんど山手のほうにございます。山手のほうの生活関連道路につきましては、このロータリーというのは大きな道路を切って飛ばしていくという機械でございますので、平場のほうのところについてはすごくこういう雪が降ったとき効果があるとは思いますが、やはり山手のほうの生活関連道路については、今後とも除雪ドーザーで対応したいというふうに思っていますし、ロータリー除雪車ですと、もう時間が通常の3倍ぐらいかかります。したがって、生活関連道路の除雪については除雪ドーザーで対応したいというふうに思っています。

最後になりますけれども、水道、電気、正確な天気予報というのは本当に議員おっしゃるように、大切なことだと思っています。私どもも情報収集には十分力を入れてやっておるところですが、大体間違いはございません。石川上空マイナス40度とかというふうになってくると、当町には私どもの除雪待機班という部分の職員が待機しまして、道路の除雪、降雪状況を見ながら先ほども町長1回目の答弁でお話ししたとおり、早く出すというパターンもございますので、ご理解を願いたいと思

います。

私のほうからは以上でございます。

教育長（丸山 敬君） それでは、スクールバス関連のご質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

2月7日の臨時庁議の折にも報告をさせていただいておりますけれども、先ほどのお話にもありましたように、除雪隊の、大変献身的なご努力によりまして、生活関連道路、通行止めということはありませんでしたので、何とかスクールバスも運行させていただきました。ただ、おくれは確かにございました。大体10分から30分ぐらいのおくれでございました。今回この雪に関してお電話を1件頂戴しておりますけれども、スクールバスに関連した苦情等はありませんでした。ご指摘のとおり、場所によっては雨ざらしといいますか、雪の降る、そういう道路中にスクールバスの停留所があったりして、特に今年のような、こういう短時間での大雪では大変子どもたちも難渋をしたのではないかなと思います。リアルタイムにその辺のおくれの状況を子どもたちあるいは待っている方々に連絡する手段というのは正直実は持っていません。運転手のほうには携帯がありますので、そこで運行状況等、こちらで常にどういう状況かというようなことを連絡とり合ったり、あるいは戻られてからルート変更等の検討をしたりということはありません。例えば羽生田小学校ではあの坂をスクールバスが上ることはほぼできませんでしたので、豪雪の大雪のときはルートを変えさせていただいて、ぐるっと一巡できるような、そういう形に一部連絡をしまして変更させていただいたりという工夫をさせていただいております。停留所のような、そういう施設を持っておるところは大変少ないのが田上のスクールバスの運行状況でございます。今後のことを考えると、何とかその辺も改善してやればありがたいなと思っております。

以上でございます。

10番（松原良彦君） 3回目の質問をさせていただきます。

今大変詳しくお三方からお話を聞いて納得する部分、もう少し頑張ってもらいたい部分など、いろいろありますけれども、大変ご苦労なされた、難儀された、本当に思いもつけない大雪ということで、それには私も余りそういう大きな苦情は申しません。

それで、もう一点、どうしても大雪について1点だけお伺いいたします。私たち田上には田上町地域防災計画というものが町にはございます。冒頭申し上げたとおり、今回の大雪は今現在新潟気象台に尋ねたら、3.58豪雪、3.11などの豪雪という

言葉はありましたけれども、今回の大雪は豪雪というようなところを言っている市町村もありますけれども、田上町はそのような話がなかったのではないかと思います。

そこで、お聞きしたいことはこの大雪でも豪雪とならない、名称が決定するのはどこが決めて、どこが連絡してくるのか。町が作っている豪雪に対する災害防災計画、これはいつどんな状況が起きたとき発動されるのか。また、たまたま天気の関係ですので、県が決めることなのか。これは、コメントでも結構でございますので、その点だけお尋ねして終わりにしたいと思います。

なお、佐藤町長、大変長い間ご苦労さまでした。

町長（佐藤邦義君） 大変すみません。正直言って私はちょっと答えられませんので、今回は私どもは大雪、大雪と、こういうふうに言ってきました。担当の総務課長にちょっと答えさせます。

総務課長（吉澤深雪君） 豪雪との名称がどういうときにつけられるかというのは、実は私もそこまで承知はしておりませんが、ただ県内の多く雪が降ったところ、災害救助法が適用されて、災害救助したところが何市町村かありました。そういうのであれば、当然私どものほうも災害計画に言います災害対策本部を設置し、災害救助等を当たっていくような形になるかと思いますが、まだそこまで今回の雪ではそのレベルまでは行きませんでした。地域整備課と連絡をとりまして、今回の雪、どのぐらいになったら災害対策本部なり、警戒本部を立ち上げるかということで、打ち合わせした結果はおおむね積雪が1メートルを超えて、さらに増えるようなところまで行った場合は警戒等本部を立ち上げ、これからどうやっていくかということを検討していくような感じでやりました。ただ、幸いにも今回1メートルは超えましたが、それ以上積もる心配がなかったなということで、そこまでは立ち上げる必要もなかったということで一安心しております。

私のほうから以上であります。

議長（熊倉正治君） 松原議員の一般質問を終わります。

これで通告のあった一般質問は全て終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 9時48分 休 憩

午前10時05分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開いたします。

日程第2 承認第1号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について

日程第3 承認第2号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について

議長（熊倉正治君） 日程第2、承認第1号及び日程第3、承認第2号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 皆川忠志君登壇）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 改めましておはようございます。総務産経常任委員長の皆川でございます。総務産経常任委員会に付託されました承認第1号及び承認第2号について審査結果を報告します。概略を報告します。

承認第1号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第10号））でございますが、歳入歳出とも1,861万4,000円を追加し、それぞれ総額を50億5,867万2,000円とするものでございます。今回の大雪に伴う専決処分であります。

まず、歳入は繰越金のみでございまして、歳出は土木費の除雪対策費が全てでございまして。当初は、7回分の除雪費用を見ていたのですが、不足となったため、さらに6回分の除雪費用や、あるいは時間外手当などを増額補正したものであります。

なお、1回分の除雪には260万円から280万円の支出になるという説明がございました。

続いて、承認第2号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第11号））ですが、歳入歳出ともに1億256万8,000円を追加し、それぞれ総額を51億6,124万円とするものであります。この承認第2号は、承認第1号と同様に今回の大雪に伴う専決処分であります。

歳入は、財政調整基金からの繰入金5,684万3,000円と繰越金4,572万5,000円であります。歳出は、土木費の除雪対策費で1億143万円。これは、15回分の除雪と排雪作業及びタイヤチェーンなどの消耗品などであります。

質疑の中では、財政調整基金からの繰入金の考え方について質問ございまして、

繰越金を使い果たしたため、調整基金から繰り入れを行ったというような説明がありました。

また、国からの支援について、町村会を含め国にいろんな方面から要望していると。特別交付税は、1,200万円ほど前倒しで交付されるが、今年度の社会資本整備などに国の補助金で見てくれるのではないかというような情報もあり、大いに期待しているというような説明がございました。

審査の結果は、承認第1号及び第2号は、ともに原案承認であります。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから社会文教常任委員会付託案件審査の報告をいたします。

承認第2号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について。中第1表、歳出のうち、10款教育費でございます。内容としては、田上中学校駐車場の除雪費用が主なもので、学校にご用のある方、3月5日の卒業式に係者の車をとめるため等の駐車場確保のための除雪費用であります。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

承認第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員長報告のとおり承認されました。

-
- | | | |
|---------|-----------|----------------------------------------------|
| 日程第 4 | 議案第 1 1 号 | 田上町工場立地法地域準則条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 1 5 号 | 田上町指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 1 6 号 | 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 1 7 号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 2 0 号 | 田上町手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 2 1 号 | 田上町住民主体型通所サービス施設設置及び管理等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 2 号 | 田上町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 3 号 | 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 4 号 | 田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |

議長(熊倉正治君) 日程第4、議案第11号から日程第12、議案第24号までの9案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 皆川忠志君登壇)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 総務産経常任委員長の皆川です。総務産経常任委員会に付託されました議案第11号及び議案第16号、17号について審査結果を報告します。概略を報告します。

まず、議案第11号 田上町工場立地法地域準則条例の制定であります。これは工場立地法の一部改正により、地域準則の制定権限を平成24年4月1日から県から町村に移譲されたことに伴い、今回制定するものであります。

なお、市は既に移譲されております。対象業種は、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業で、敷地面積9,000平米以上、建築面積が3,000平米以上というふうになっています。この権限移譲によりまして、町は新たな企業誘致あるいは工場の増設を促進し、工場敷地内の有効活用を図るとともに、町の経済のさらなる活性化を図ることを目的に準則条例を定めるものであります。具体的には緑地の面積、環境施設の面積を施設面積に対する割合をおのおの20%、25%から提案のとおり緩和するものであります。

なお、既に制定している県内の自治体は新潟、三条など、5市であるとの説明がございました。

次に、議案第16号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正ですが、これは田上町特別職報酬等審議会が人口が同等規模の全国の町村や県内町村の報酬額を参考に、3%程度の引き上げを答申したもので、これを尊重し、平成30年4月1日から改正するものであります。具体的には議員19万7,000円、委員長20万2,000円、副議長21万2,000円、議長26万8,000円に改正するものであります。これで県内6位になるとの説明がございました。

また、議案第17号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正ですが、議案第16号と同様の理由で改正するもので、具体的には町長71万8,000円、副町長56万5,000円、教育長50万円に平成30年4月1日から改正するものであります。

なお、教育長の給与は今まで低過ぎたため、8%程度の引き上げになるということがございます。この引き上げによりまして、各給与は県内第6位になるとの説明がございました。

審査の結果は、議案第11号、議案第16号及び17号は3議案ともに原案可決であります。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 社会文教常任委員会の松原でございます。私どもに付託されました案件は6議案、議案第15号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号の6案件でございます。順次説明してまいります。

議案第15号 田上町指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。内容としては、新たに県より町に権限移譲されるもので、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する条例です。当町では、けあーず、あじさいの里、たがみの里、田上園、社会福祉協議会の5事業所、これは平成30年4月1日から施行されます。

次に、議案第20号 田上町手数料徴収条例の一部改正について。内容としては、指定居宅介護支援事業者の指定、更新等をする場合、6年に1回町が審査に当たり、その手数料収入が入るというものでございます。

次に、議案第21号 田上町住民主体型通所サービス施設設置及び管理等に関する条例の一部改正についてでございます。内容としては、施設の利用目的をより明確にする一部条例改正で、くつろぎの家、ふれあいの家が該当いたします。

議案第22号 田上町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について。内容としては、所得税法の改正に伴う字句の整理のための改正です。

議案第23号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正についてでございます。内容としては、議案第22号同様の改正です。

議案第24号 田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。内容としては、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の見直しで、現に国保の住所地特例を受けている被保険者はその入所等の継続する間前の広域連合が保険者となるように見直すものでございます。

審査の結果は、6議案とも原案可決でございます。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、
ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第24号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第25号 田上町道路線の認定について

議長(熊倉正治君) 日程第13、議案第25号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 皆川忠志君登壇)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 総務産経常任委員長の皆川です。総務産経常任委員会に付託されました議案第25号について審査結果を報告します。概略を報告します。

議案第25号 田上町道路線の認定についてでございますが、委員会としまして、現地を視察してまいりました。場所は、桃団地と言われる場所で、羽生田地内の鳶ヶ沢、路線名はトビガサワ線でございます。延長は1,250メートル、幅員は3.3から8.8メートルでございます。起点から終点までの間で、この道路線につながっている横の道路あるいは周辺の道路は既に町道認定されております。

質疑では、町道認定する場合のメリット等について、当時農地開発した際には農林省事業で補助金があったため、町道認定はできなかつたと。当時受益面積が2ヘクタールあったのですが、現在は大幅に縮小し、補助事業を受けられないので、町

道認定でメリットが出てくる、橋の長寿命化計画を作る必要などを考慮すれば交付税の算定上からも町道認定のメリットが大きいというような説明がございました。また、現在農道で町道のほうがメリットがある道路線はほかには把握していないと。ただし、町道認定した場合は交付税の算定に大きなメリットがあるので、今後このような農道があるか調査していきたいというような説明がございました。

審査の結果につきましては原案可決であります。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

議案第25号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第14 議案第26号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第12号）議定
について
- 日程第15 議案第27号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第5号）議
定について
- 日程第16 議案第28号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議定について
- 日程第17 議案第29号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議定について
- 日程第18 議案第30号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議定について

- 日程第19 議案第31号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
議定について
- 日程第20 議案第32号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定
について
- 日程第21 議案第33号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定につ
いて

議長（熊倉正治君） 日程第14、議案第26号から日程第21、議案第33号までの8案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 皆川忠志君登壇）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 総務産経常任委員長の皆川です。総務産経常任委員会に付託されました議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第33号について審査結果を報告します。概略を報告します。

まず、議案第26号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第12号）でございますが、歳入歳出ともに1億9,256万4,000円を減額し、それぞれ総額を49億6,867万6,000円とするものであります。おおむね年度末に伴う事業の見込みあるいは確定に伴うものであります。

歳入では、主なものは町税の個人、法人合計で1,256万5,000円の増額、地方交付税で2,659万7,000円の増額になっておりますが、国庫支出金の総務費国庫補助金では道の駅の関係で90%の採択率ということになったため、1,000万円の減額、土木費国庫補助金では道路橋梁費補助金ですが、76%の採択率となったため、1,364万6,000円の減額と。ただし、国の追加補正によりまして、743万5,000円の増額があり、相殺で775万7,000円の減額になっております。

また、財産収入の不動産売却収入ですが、これは道の駅の関係で県に売却したわけですが、見込みより少なく、288万6,000円の減額になっております。

なお、繰入金では財政調整基金繰入金は全体の支出の関係もございまして、1億4,113万4,000円を減額し、1億1,070万9,000円とするものであります。減債基金繰入金7,280万円の減額は、これは12月議会で議決しました工業団地の土地の関係です

が、これは土地が売却予定となったため、取りやめることにしたものであります。

最後に、町債ですが、3,532万3,000円の減額で、4億4,837万7,000円になっております。

次に、歳出ですが、主なものを報告いたします。総務費では、まちづくり拠点整備事業費の941万5,000円の減額ですが、これは委託料の減額分も含めまして交付金の有効活用の観点から委託料は減ったわけですけれども、この交付金を工事請負費に当てはめる、充当するというような有効活用を図るというような説明がございました。

農林水産業費では、農業振興費で農業振興地域整備計画策定業務委託料が186万6,000円の減額になっております。この業務委託は28年度、29年度の2カ年で終了する予定の業務ですが、下水道事業の雨水対策で調整池の関係から29年度終了できないということで30年度にかかるとの説明がございました。

商工費では、商工業振興費で本田上工業団地の土地を取得しなくなったため、公有財産購入費1億7,280万円の減額と、必要な分譲価格と値引きして分譲する価格との差額、いわゆる造成価格と分譲価格との差額です。これを土地開発公社に支払うため、7,687万8,000円の増額があったと。これを相殺しまして、9,592万2,000円の減額になりました。

土木費では、住宅管理費で申し込みがなかったため、民間賃貸住宅建設補助金で500万円の減額、それから5件分の申し込みがあったのですが、多世帯同居住まい推進リフォーム補助金、これが250万円の減額ということで不用額になったということでございます。

また、継続費の補正もありまして、総務費のまちづくり拠点整備事業、交流会館、道の駅の関係でございますか、施工業者との打ち合わせの結果、工事の前倒しが可能であることから、31年度分を前倒しするとの説明がございました。

また、繰越明許費では土木費の道路橋梁費で1,349万9,000円の国の追加補正があったわけですが、年度末に工事の完了が見込めないため、これを繰り越すというものでございます。

また、地方債の補正は上限を10万円引き上げるための補正でございます。

質疑の中では、今回の補正で1億9,256万円と減額が非常に大きいと、年度末に来て減額が大きいということで、予算編成に当たりまして、何%ぐらいの誤差を見込んでいるのかと、この想定して計画しているのかというような質問がございました。基本的な考え方を教えてくれということでございますが、何%と想定して計画して

いるものではないし、またできるものではないと、今回は工業団地の売却問題あるいはまちづくり整備事業の採択率などが大きく影響しているのではないかというような説明がございました。

次に、議案第27号 平成29年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございしますが、歳入歳出ともに2,573万9,000円を減額し、それぞれ総額を3億7,031万1,000円とするものであります。歳入は、主に事業の見込み、確定によるものであります。歳出も主に事業の見込み、確定によるものですが、総務費の処理場管理費で下水道施設維持管理業務などの委託料が952万6,000円と大きな減額があるということの質問ございまして、これは請負額の関係、あるいは大きな部品交換などの経費が発生しなかったというような説明がございました。

次に、議案第28号 平成29年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございしますが、歳入歳出ともに601万4,000円を減額し、それぞれ総額を7,309万9,000円とするものでございます。歳入歳出ともに事業の見込み、確定によるものでございます。

最後に、議案第33号 平成29年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）でございしますが、収益的収入を239万7,000円を減額し、支出を219万1,000円を増額するものでございしますが、収入の減は水道使用料などであり、支出は時間外手当55万円あるいは排水管等の修繕費100万円などでございます。

少し長くなりましたけれども、審査の結果、議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第33号は全て原案可決であります。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから続いて報告いたします。

議案第26号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第12号）議定について。中第1表、歳出のうち、2款総務費1項5目、3款民生費、4款衛生費、10款教育費であります。内容としては、各課共通で、事業確定・見込みに伴う、増減整理が主なものでございます。自治振興費では、世帯数が40世帯増ということで、4万3,000円

の増。民生費では、匿名で寄附金7万円のお話がございます、これは増。敬老会では、出席者の減により64万6,000円の減。障害福祉計画策定事業委託料では、請け差で80万6,000円の減。妊婦健康診査委託料では、対象者減で175万1,000円の減。加茂市・田上町消防衛生保育組合では、病児保育土地購入の関係で田上町追加負担金額で182万8,000円の増。新潟市にごみを焼却をお願いした負担金110万7,000円の増。教育費では、大学連携理科支援員の減で43万円の減。小・中学校では灯油の値上がり、水道水の使用水量の増や、大雪のため、羽生田小のわんぱく山の木が電線に触れるための伐採作業料金などの費用などで154万2,000円の増でございます。

議案第29号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ43億8,003万6,000円の減額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,606万2,000円とするものです。

内容としては、年度末における事業確定見込みに伴う増減整理が主なものでございます。歳入では、国庫支出金、療養給付等負担金、県支出金、共同事業交付金において確定見込みより減額でございます。歳出では、保険給付費、共同事業交付金においてそれぞれ減額するものでございます。

議案第30号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出とも162万5,000円を追加し、総額を1億1,875万1,000円とするものです。年度末に当たり、事業確定見込みに伴い、増減整理が主なものでございます。歳入では、歳入金の減額補正、歳出では後期高齢者医療広域連合の給付金におきましては、それぞれ増減整理を行うことにより、平成28年度の事務費繰り入れ分の確定により一般会計への返還するものでございます。

議案第31号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）の議定について。内容としては、歳入歳出とも1,297万1,000円を追加し、総額を5,425万7,000円とするもので、歳入では28年度の繰越金を29年度の当初予算と12月補正に計上した残額を3月補正に計上するものでございます。歳出では、歳入に計上した繰越金を予備費に計上したものでございます。

議案第32号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定については、内容としては歳入歳出とも7,007万4,000円を減額し、総額を13億647万7,000円とするもので、年度末では事業確定見込みによる増減整理が主なものです。歳入では、負担金等の交付金決定見込みなどによる減額、歳出では各事業における実績見込みなどによる減額でございます。

審査の結果は、原案可決でございます。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 委員長、国保の補正額4,300……

社会文教常任委員長（松原良彦君） 83万。

議長（熊倉正治君） 4億言ったみたいです。訂正してください。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 大変失礼いたしました。議案第29号の歳入歳出の件ですけれども、4,383万6,000円の減額というふうに訂正していただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

12番（関根一義君） 委員長、大変ご苦労さまでした。私は、ただいま委員長から報告いただきました平成29年度補正予算12号の関係につきまして、議論について質問をいたします。

この関係につきましては、既にご承知のとおりでありますけれども、消防衛生保育組合の負担金にかかわる追加経費として提案されているものですが、ご承知のとおり、今案件につきましては、消防衛生組合議会の決定を見ておりません。3月29日の組合議会で提案されることになっているようでありますけれども、その決定を前提にして町の負担金額が提案されたものであります。したがって、私は事前の全協における議論も踏まえまして、幾つかの疑問点がございまして、質問をさせていただきます。

まず、第1点目ですけれども、土地取得が提案されておりますけれども、この必要性についての議論はどのような形でなされたのか、ご説明をお願いをいたしたいと思えます。駐車場スペース、緑地スペース、こういうものの必要性について、どのような議論がなされたのか、執行側からの説明があったのか否か等について質問いたします。

2点目ですけれども、追加経費の内訳の説明について質問をいたします。土地代金、土地整備費、駐車場整備費あるいは建造物の解体費などが含まれると思われまますけれども、このような内訳の議論がなされたのかどうか。どのような説明があったのか。委員長、よろしいですか。

社会文教常任委員長（松原良彦君） しっかり聞いております。

12番（関根一義君） よろしいですか。明らかにしていただきたいと思えます。

3点目ですけれども、土地買収の背景にはこの工事に伴う事業損失が発生したと

していますけれども、損傷状態を確認する事前調査、事後調査の説明等があったのか、資料の提示があったのか、この点について質問いたしますので、委員長からの報告を求めたいと思います。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、ただいま関根議員より質問がありましたので、お答えいたします。これは、私委員長としての答弁、責任がございますので、しっかり聞いていただきたいと思います。

まず、各種の説明があったかというものに関しては、何もありませんでした。そのために、私は3月7日、社文の付託案件審査が委員5名と議長の6名で行われました。そして、町長、副町長、各課長並びに関係職員の方が皆さんのいる中で議案の付託案件審査が粛々に行われました。問題の議案第26号の病児保育の補正予算に関しては何ら疑いもなく、またその間執行側からの変更や大声など一言もなく、スムーズに進行いたしました。また、最後には全員の原案可決で決まりました。関根議員がおっしゃる内容は、今回ただいまのお話は全く別のものとして私は判断させていただきます。

以上です。

12番（関根一義君） 委員長、そんなことを聞いているわけではないのです。まず、1点目は土地取得に関する必要性の議論がありましたかどうかということを知っているのです。委員会における議論がどのような中身でなされたのかということを知っているだけなのです。それについてお答えください。

それから、2つ目は追加費用の追加経費の内訳の議論、説明がございましたかということを知っているのです。土地取得代というふうに言っていますし、土地取得代については緑地の取得も含まれるのだという、こういうふうに言っていますけれども、この土地取得代と、土地代金です。それから、土地の整備費等が含まれていると思いますけれども、あるいは駐車場の整備費も含まれていると思いますけれども、あるいは建造物の解体についてはどのような取り扱いになっているのかというのが疑問ですけれども、こういう説明、議論がございましたかどうかというのを質問しているわけです。いいとか悪いとか言っているわけではないのです。そういう議論がなされましたか、その議論の過程では執行側から説明がございましたかということを知っているわけです。

それから、3点目は、よく聞いてください。3点目は、土地取得の背景に工事に伴う損失が発生したと、地権者の損失が発生したのだと、こういうふうに言われて

います。本日の新聞報道などを見ても、町長はそのように答えたというふうに書かれていますし、私もそのように聞いています。こういうふうになっているのだけでも、市からは損傷状態を確認する事後調査や事前調査、事後調査の状況説明がありましたか、その議論はなされましたかということを知っている。

以上、3点お願いします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま関根議員がいろいろと申しましたけれども、町長からはもうこれは決まったことだし、鳥新さんは、どこのスーパーだったかな、そっちのほうに行ってしまうというようなお話がありましたけれども、詳しいことは皆さんのいる前で何も問題になるようなことは発言はありませんでした。

以上でございます。

11番（池井 豊君） 今のこの病児保育のことについて、委員長、これについての委員会の中で質疑がどのようなことがあったかだけ詳細にちょっと報告してください。質疑、誰か質問があったとか、それに対して執行側どう答えたかというところだけ明確にちょっと聞かせてください、どういうやりとりがあったか。よろしくをお願いします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 委員のほうからはそういうお話も発言もございませんでした。

11番（池井 豊君） 質問なかったのですか。

（何もなかったの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） はい。

11番（池井 豊君） わかりました。

（そんなことないでしょうの声あり）

11番（池井 豊君） 質問なかったのね。

（議論あったんでしょ。あったから、マスコミ報道しているんだろうの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） ちょっと待ってください。

（休憩動議、休憩の声あり）

議長（熊倉正治君） 暫時休憩いたします。

午前10時52分 休 憩

午前10時54分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開いたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） もう一回訂正してお話しします。

小池さんからは、こういう何回も私どもに聞かせないでいろんなものが決まっていくというようなことでは困るから、今後気をつけてくださいというお話がありました。

それから、川崎委員からは29日に一部組合の会議があるので、詳しく私もこの件について知っておきたいので、何かありましたら、事業計画について、その内訳の内容を書いたものが欲しいという要請がありました。

以上でございます。

（何事か声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） すみません。何度もすみませんけれども、3件の質問は詳しい説明はなかったということでございます。

議長（熊倉正治君） いいですか。

（討論で話出せるから、いいよの声あり）

議長（熊倉正治君） それでは、以上で委員長報告及び質疑を終わります。松原委員長、ご苦労さまでした。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第26号について討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

12番（関根一義君） それでは、討論に参加をいたします。

委員長報告の質問には的確な答えをいただけませんでした。そればかりか、そのような議論はなされていないと、説明もなかったという報告でありましたので、極めて遺憾です。そうした認識に立ちまして、私は本案件につきまして、反対の立場で討論をいたします。

私は、この病児保育園の土地買収にかかわる案件につきましては、その必要性が極めて低いというふうに認識せざるを得ません。特に緑地等についての必要性については何ら説明がないというふうに認識をせざるを得ません。したがって、必要性のない土地の取得には合理性が認められないということを明確にしておきたいと思えます。

第2点目ですけれども、私は今日のマスコミの報道にもありますように、そこに町長答弁があったというふうに記載されていますけれども、町長答弁はそのような答弁として私は受けとめたいと思えますし、私も消防衛生組合議会の事務局からもそのようなことを非公式に説明されたという経緯がございますので、申し上げたいと思えますが、この土地取得の背景には工事に伴う事業損失補償があることは明ら

かであります。しかし、先ほどの委員長報告にもありましたように、その状態確認に関する説明等については一切なされておられません。29日の組合議会では説明あるのかもわかりませんが、この案件が補正予算として提案するに当たって、その根拠が説明されないということは提案に重大なる不備があるというふうに私は考えておまして、加えてこの損失補償にかかわる手順について、施工業者の瑕疵があるのではないかとすることを思わざるを得ません。

3点目ですけれども、したがって本案件は先にも触れましたが、組合議会の議を経ていないという異常な事態の中で提案されている中身です。29日の組合議会で決定されるだろうということを前提にして提案されたというふうに理解をいたしますけれども、これは百歩譲ってそのような提案について私は認めるにしてもこのようなやり方については負担金のみが先行するというやり方については厳しく指摘しておかなければなりません。

このような状況を考えますと、私は総じて今案件については、不要不急の土地の取得と言わざるを得ません。したがって私は本案件、平成29年度補正予算12号について反対をいたします。

以上で私の討論を終わります。

14番（小池真一郎君） 私は、委員会では賛成討論をしましたので、ここでも賛成討論させていただきます。

今反対討論がございました。私は、全て否定するものではございません。ただ、この病児保育園の建設には田上の町民、また議会も積極的に推進をしてまいりました。その中で突然この土地取得について提案がされてきたのだらうと思います。その説明も管理者を呼んで、田上町議会でも説明をいただきました。今反対討論でもございましたように、私どもが全て納得するような答弁は残念ながらいただけませんでした。これから、その席でも申し上げたのですが、今後こういうことがあってはならない、管理者は当然議会にきちんと説明をすべきだらうと私は強く委員会でも申し上げました。今後こういう問題が出てくるに關しまして、副管理者もいるわけですから、説明責任というのは大変重要だと考えますし、また今月先ほど申し上げましたように、議論がされますので、そこではやっぱりきちっと説明をして、議論をすべきだということを申し上げて、苦渋の選択であります。あえて賛成いたします。

11番（池井 豊君） 私も組合議会議員でございますので、討論に参加したいと思います。私は、賛成の立場で討論に参加いたします。

これまでのこの隣接の飲食店の土地取得に関するプロセスにおいては多々疑義がございますが、しかしその後私も工事現場視察等々重ねる中、現在施工中の病児保育施設、余りにもスペースが狭くて隣の土地の取得の必要性は非常に感じているところでございます。そういう中で、先ほども申し上げたのですけれども、取得プロセスの中では疑問点があるのではございますけれども、それがまた消防衛生保育組合の議会の中で明確にされることを期待するとともに、私は病児保育施設が一刻も早く完成して、そういう不自由をしている子どもさんまたは保護者の役に立つことを期待しておりますし、そういう意味で委員会の採択を尊重し、このことには賛成したいと思います。

以上です。

議長（熊倉正治君） ほかにございますか。

なければ討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（熊倉正治君） 起立多数であります。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第33号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程を全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時08分 散会

別紙

平成30年 第2回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 平成30年3月9日（金） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
第2	承認第1号	専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について	承認
第3	承認第2号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について	承認
第4	議案第11号	田上町工場立地法地域準則条例の制定について	原案可決
第5	議案第15号	田上町指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第6	議案第16号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
第7	議案第17号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
第8	議案第20号	田上町手数料徴収条例の一部改正について	原案可決
第9	議案第21号	田上町住民主体型通所サービス施設設置及び管理等に関する条例の一部改正について	原案可決
第10	議案第22号	田上町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について	原案可決
第11	議案第23号	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について	原案可決

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第24号	田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	原案可決
第13	議案第25号	田上町道路線の認定について	原案可決
第14	議案第26号	平成29年度田上町一般会計補正予算(第12号)議定について	原案可決
第15	議案第27号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第5号)議定について	原案可決
第16	議案第28号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第2号)議定について	原案可決
第17	議案第29号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について	原案可決
第18	議案第30号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について	原案可決
第19	議案第31号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)議定について	原案可決
第20	議案第32号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について	原案可決
第21	議案第33号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第4号)議定について	原案可決
		散会	

第 4 号

(3 月 20 日)

平成30年田上町議会
第2回定例会会議録
(第4号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成30年3月20日 午後1時45分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 9番 | 川 崎 昭 夫 君 |
| 4番 | 皆 川 忠 志 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 5番 | 今 井 幸 代 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 | 14番 | 小 池 真一郎 君 |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|---------|---------|---------------|---------|
| 町 長 | 佐 藤 邦 義 | 産業振興課長 | 渡 辺 仁 |
| 副 町 長 | 小日向 至 | 保健福祉課長 | 吉 澤 宏 |
| 教 育 長 | 丸 山 敬 | 会計管理者 | 佐 藤 正 |
| 総 務 課 長 | 吉 澤 深 雪 | 教育委員会
事務局長 | 福 井 明 |
| 地域整備課長 | 土 田 覚 | 代表監査委員 | 大 島 甚一郎 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨 |
| 書 記 | 渡 辺 真夜子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午後1時45分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第4号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 議案第12号 田上町小規模企業振興基本条例の制定について

日程第2 議案第13号 田上町立認定こども園条例の制定について

日程第3 議案第14号 田上町訪問看護事業財政調整基金条例の制定について

日程第4 議案第18号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第5 議案第19号 田上町介護保険条例の一部改正について

議長（熊倉正治君） 日程第1、議案第12号から日程第5、議案第19号までの5案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

（予算審査特別委員長 小嶋謙一君登壇）

予算審査特別委員長（小嶋謙一君） 予算審査特別委員長を仰せつかった小嶋でございます。このたびの審査におきましては、ふなれなこともあり、審議進行には皆さんからいろいろご配慮いただきましてありがとうございました。巻頭に当たり厚くお礼申し上げます。

それでは、予算審査特別委員会の報告をいたします。

条例の制定にかかわる議案第12号、13号、14号の3議案は、審査の結果、原案可決であります。

次に、条例の一部改正にかかわる議案第18号、19号の2議案についても審査の結果、原案可決であります。

以上、5議案の審査過程で14件の質疑がありました。特に14号、訪問看護事業財政調整基金条例の制定について議論されましたので、報告します。この条例は、基金に属する現金は有利な有価証券にかえることができ、基金から生じる収益は訪問看護事業特別会計歳入歳出予算に計上し、この基金に繰り入れるとあり、質疑においてこのことに財政管理上の問題はないか議論されました。保健福祉課長は、財政管理上各会計への繰り入れ、繰り出しは認められており、問題はなく、有価証券は国債も可能で、預金利率は銀行定期預金利率であるとの説明がありました。

以上が議案第14号に関する議論の内容でございます。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋特別委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

最初に、議案第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第19号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6	議案第 34号	平成30年度田上町一般会計予算議定について
日程第 7	議案第 35号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
日程第 8	議案第 36号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
日程第 9	議案第 37号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
日程第10	議案第 38号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第11	議案第 39号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
日程第12	議案第 40号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
日程第13	議案第 41号	同年度田上町水道事業会計予算議定について

議長（熊倉正治君） 日程第6、議案第34号から日程第13、議案第41号までの8案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものがあります。審査の結果について委員長の報告を求めます。

（予算審査特別委員長 小嶋謙一君登壇）

予算審査特別委員長（小嶋謙一君） それでは、引き続きまして予算審査特別委員会の報告をいたします。

それでは、審査の結果について逐次報告を申し上げます。なお、それぞれの議案名については省略させていただきます。

議案第34号から41号までの8議案は、審査の結果、原案可決でございます。

審査における主な点について時系列で報告いたします。最初に、議案第34号、平成30年度一般会計予算について報告いたします。審査は、関係課長、局長に対する質疑形式で行われ、その件数は98件に及びました。最初に、総務課長から一般会計全体について平成30年度予算のあらましの説明を受けました。内容については全議員が参加しておりますので、省略させていただきます。

次いで、歳入全般に関して。この冬の除雪費には2度の補正予算を組んで乗り切ったが、国の支援情報はあるかという質問に現在情報はなく、報道を注視しつつ、年度末の情報に期待しているとのことでした。ゴルフ場に関連する臨時財政対策債については、同制度は時限立法のため一旦廃止になっているが、別の意味での交付税を要望していくという考えが示されました。

次に、歳出に関しまして、款別に主だった議論を報告いたします。2款総務費では株式会社PLANTをはじめ、企業の進出で雇用が生まれ、定住促進策として土地の整備を行う段階に来ているのではないかとの質問には、不動産窓口の設置など今後どういう形がよいか検討していくとの見解が示され、新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金の件数が65件に増えているが、大丈夫かとの質問には、55件は昨年度中に申請を受け付けており、30年度は新規に10件を見込んでいて申請の動向について追跡調査を行い、移住に対するアンケート調査も実施していくとの考えが示されました。

3款民生費では社会福祉総務事業において高齢者の身寄りがいない世帯への予算計上についての質問には、要援護者援護費10万円から埋葬料やアパートの部屋処分費等に充てるとの説明がありました。老人福祉その他事業のうち、事業費の修繕料

133万8000円の中身に対する質問には、康養園の外壁を早急に修理するもので、30年度は維持管理のための研究会を立ち上げるとの説明がありました。

4款衛生費では子ども医療助成等交付金960万円の増額について施策への反映はどのようになるのかとの質問には、子ども医療費助成に充当しているとの説明でした。

6款農林水産費では基盤整備後農地を農家だけで守っていくのは難しく、建設業とのコラボについて農業委員会や生産組合と考える機会を設けるべきではないかとの質問には、窓口は農業委員会になり、建設業の対応が可能か調べてみるとの説明でした。

7款商工費では農商工連携の6次産業化に対する質問には、農商工連携の取り組みの期間が2年後に迫る最終年に近いので、商工会と協議しながら30年度中に方向性を見出すとの見解が示されました。

9款消防費では消防団員は水害をはじめ災害時に自宅にいない現状の対策に対する質問には、今後の検討課題として研究していくとの見解が示されました。

3款民生費のうち、幼稚園関係及び10款教育費では竹の友幼稚園の入園申し込みに対する受け入れ態勢について質問があり、30年度入園予定者は254名で充足率が91.4%であります。しかし、臨時職員6名の退職に伴い、新たな園児の受け入れが困難な状況であるとの説明に対し、私は議論を一旦中断し、協議会に切りかえ、このような現況下では町の最大課題である少子化対策に相反することから、集中議論を行っていただきました。その結果、予算審査特別委員会の総意として町長へ保育士の適正な確保を申し入れることに決しました。協議会の後、幼児学力の現状を問う質問には竹の友幼稚園は段階の区切りの中で教育を高めることに努めており、学力は上がっているとの説明がありました。

次に、特別会計に関する報告ですが、質疑は16件であります。その中で特に主だった議論、あるいは質疑について報告します。

議案第35号、下水道事業特別会計では汚水処理に当たって加茂市や新潟市など周辺の自治体との協定を結ばれないか、また合併槽処理に国の方針はあるのかとの質問に協定を結ぶほうが経費はかさみ、人口減少から現処理場で対応は可能であり、合併槽に関して国は基本的に集合処理でも合併処理でも構わないとの見解が示されました。

議案第41号、水道事業会計では空き家における枝線の破裂に関する質問があり、漏水の問い合わせはあるとの説明がありました。

議案第37号、国民健康保険特別会計では保険料給付が不足した場合の対応につい

ての質問には一旦県から全額交付があり、翌年度の請求に従い精算するとのことで、国は市町村にある程度の基金の確保を望んでいるものの、今後はどういう形になるかわからないとの説明でした。

議案第40号、介護保険特別会計では生活支援の委託先について質問があり、委託先は社協になるが、ゼロからの出発であり、老連などと協議しながら30年度は社協にネットワークを立ち上げ、31年には具体的に支援ができるものから実施するとの説明がありました。

次に、町長への総括質疑について報告いたします。総括質疑は2件でした。1件目は、訪問看護事業財政調整基金条例に関して、今後ほかの特別会計も財政調整基金を作り運営していくのか、一般会計には金がないが、特別会計には金があるというような埋蔵金的なものにならないかとの質問でした。町長からは、町の特別会計7件のうち水道事業を除く6件は一般会計から繰り入れて運営しており、基金を持てる状況ではなく、基金は国保、介護保険と同様、事業運営のための資金であり、仮に余るようであれば一般会計へ戻すのが基本であるとの見解が述べられました。

2件目は、民生費の中の幼稚園関係で、途中入園ができない現状について現場の状況から今後新たな受け入れは困難であると言っているが、流入人口の拡大を図るためにも未満児受け入れ態勢の強化は絶対必要であり、現状をどのように捉えているのか町長の見解を問うもので、町長は29年度の途中入園はありましたが、問題は手のかかる子が増えつつあり、臨時職員や3名の正職員がフリーで対応しているものの、先生の手が足りない状況である。30年度は教育委員会に看護師と保健師の資格を持った職員2名を配置し、対応を強化し、手のかかる子等のカウンセリングも受けます。男性保育士1名を採用したが、職員不足については、財政運営を考えると当面は臨時職員で対応せざるを得ないとの見解が述べられました。

最後に、予算審査の最終日に町長へ予算審査特別委員会の総意として竹の友幼稚園における保育士の適正確保の申し入れを行いました。町長は、幼稚園の現状は財政上やむを得ないところもあるが、委員会の総意を尊重し、今後は改善に向けてしっかり対応して行きたいとの決意が述べられ、委員会はこれを了解することにいたしました。

以上、総括質疑を終え、町長の見解が述べられまして、当委員会の審査日程が終了いたしました。

以上報告終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、
ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第34号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第41号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 発議第1号 財務省の公文書「改ざん」の真相を求める意見書について

議長(熊倉正治君) 日程第14、発議第1号を議題といたします。

お諮りいたします。本案件は、会議規則第39条3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、関根議員の説明を求めます。

(12番 関根一義君登壇)

12番(関根一義君) 12番、関根でございます。それでは、私から財務省の公文書「改ざん」の真相を求める意見書につきまして、提案をいたします。

意見書の案文を読み上げる前に私から一言だけ皆さん方にお話をさせていただきたいと思います。本日の新潟日報の社説の書き出しはこのようになっていました。「国民は安倍政権に厳しい目を向け、真相究明を求めている」ということでありました。まさに私も現状況の中にあっては、国民の不信はますます増大してきているというふうに思います。財務省の公文書改ざんは、行政並びに政治に対する腐敗そのものであります。国会議論が偽装や隠蔽のデータの中でやらされているということは、議会に位置する私たちとしても看過できません。まさに民主主義の根幹にかかわる問題だというふうに認識をしております。大阪地検の特捜に捜査が委ねられているという状況はありますけれども、そのような状況の中で真相解明を否定するような発言がありますけれども、私はまさにそのようなことはここに示されているような隠蔽体質そのものだというふうに思います。国民の不信を払拭するために何の意味も持たないというふうに思います。そのうち世論は総反撃をくれるであります。公文書の改ざんは犯罪ではありますが、政治そのものであります。国会を挙げて真相を究明しなければならないという、そういう決意に立ちまして、意見書を

読み上げ、提案をさせていただきたいと思います。

それでは、資料が配付されておりますので、資料に基づき意見書案を読み上げて提案をいたします。

昨年来の森友学園問題は、国有地の売却に関する背任、公文書毀棄容疑に発展し、現在は検察の手にゆだねられている。このような中で民主主義の根幹を揺るがす事象が発生した。

政府は3月12日、森友学園問題で国会に提出した決裁文書に14件もの改ざんがあったことを認めたのである。その内容は、「本件の特殊性」「特例的内容」とした契約の背景をうかがわせる文言や、政治家の関与を示す記述、日本会議云々も削除された。

また首相夫人名が公文書決裁文に記載されていた事実が明らかになり、これもまた削除されたのである。

そして決裁文の改ざんの事実は、国交省が事前に官邸報告していたことがマスコミに報道され、まさに政府による隠蔽をうかがわせる。

こうした改ざん・隠蔽に対する国民の疑念は益々深まっている。

政府は、「国会答弁との整合性を図るための書き換えが、財務省理財局の一部職員によって行われた」としているが、そのような意図的矮小化は許されない。

真相の究明とは、公文書の改ざんの意図を究明し、森友学園問題にかかわる一切の疑念を晴らすことである。

改ざん文書の国会提出は、民主主義の根幹を脅かす由々しき問題である。

国会にあっては、公文書改ざんの真相究明を真摯に取り組み、国民の森友学園問題に関する疑念を晴らすことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月20日

新潟県南蒲原郡田上町議会

提出先は衆議院議長、参議院議長。

以上であります。

皆さん方の真摯なご討論を要請をいたします。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。関根議員、ご

苦勞さまでした。

これより討論及び採決を行います。

発議第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 私は、この意見書を採択することに反対の立場で討論に参加いたします。

財務省の公文書改ざんの真相を求めるという点ではまことに私もこの部分は賛成で、真相を求めるべきだと思っております。しかし、今、今国会開催中でございます。国会においては、当時の理財局長であった佐川氏の証人喚問等についても必要性を検討するなど適宜真相究明に向けて取り組んでいるところでございます。政府としても真相究明に全力を挙げるとしており、本意見書案に指摘されるまでもなく、真相究明に取り組んでいるものと考えます。現状においては、推移を見守ることが適切だと思っております。

以上の理由から意見書の採択には反対ということにさせていただきます。

以上です。

6番（樫 一春君） 私は、本意見書に賛成という立場で討論したいと思います。

森友学園の問題で公文書の偽造というのも改ざんというのはされておるわけですが、ただいま国会で運営中であろうともここは本当に今の政治に対する、国民に対する信頼ですとか、安心の欠如に大きくなっていると思いますので、真相の究明というのは早急にすべきことであると思いますので、この意見書の提出に賛成をいたします。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。本案は起立採決といたします。

本案は原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（熊倉正治君） 起立多数であります。よって、発議第1号は原案どおり決しました。

日程第15 議員派遣の件について

議長（熊倉正治君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第130条の規定によりお手元

に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決しました。

日程第16 閉会中の継続調査について

議長(熊倉正治君) 日程第16、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

佐藤町長からご挨拶をお願いいたします。

町長(佐藤邦義君) 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思っております。

3月1日からの本日までの20日間にわたりまして、主に30年度の予算審査につきまして集中審議をいただきまして、今ほどのように可決をいただきましてありがとうございました。

今年度は128件だったと思いますが、ご質問いただきましたし、また2件の総括質疑をいただきました。また、今ほども委員長のほうから話ありましたように委員会でのいわゆる町長に対する全員の総意にわたる意見もいただきまして、議会中も答弁いたしました。これからのいわゆる幼稚園の運営、新しく30年度からは認定こども園に移行するわけですが、できるだけ職員の採用を適切にしていきたいと思っております。今年度も先ほど申し上げましたように男性の職員、それから新たに看護師、それから保健師の資格を持つ職員の2人を採用いたしまして、職員をいわゆる教育委員会のほうに配置いたしまして、対応していくということにしておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

今年度の今回の定例会では今工事が始まっておりますいわゆる交流会館の事業が

主でございますので、かなりそこに予算をつぎ込んだということで新規事業といたしましては、学校のいわゆる外壁の改修工事、それからこれから雨水対策に着手するというのが大きな事業でございました。そういったことで比較的新規事業が少ない提案でございましたが、いずれもご決定いただきまして、本当に御礼を申し上げたいと思っております。

大変個人的で恐縮でございますが、私ごとで恐縮であります、私の任期がこの6月21日が最後でございますので、定例会は今定例会が最後でございますので、一言御礼を申し上げまして、退任の挨拶にかえさせていただきます。20年間大変な時期でございましたが、何とかある程度の方向性を見出したかなと思っておりますが、これもひとえに議員各位の叱咤激励もありまして、こういう状況で新しい交流会館を建設するに至ったわけではありますが、これからはますます田上町の発展に議員の皆様から一層のご尽力をお願いすることをいたしまして、退任の挨拶といたしたいと思っております。

大変ありがとうございました。

議長（熊倉正治君） これをもちまして平成30年第2回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時22分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年3月20日

田上町議会議長 熊 倉 正 治

田上町議会議員 小 嶋 謙 一

” 議員 皆 川 忠 志

別紙

平成30年 第2回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第4号 平成30年3月20日（火） 午前1時45分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	議案第12号	田上町小規模企業振興基本条例の制定について	原案可決
第2	議案第13号	田上町立認定こども園条例の制定について	原案可決
第3	議案第14号	田上町訪問看護事業財政調整基金条例の制定について	原案可決
第4	議案第18号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決
第5	議案第19号	田上町介護保険条例の一部改正について	原案可決
第6	議案第34号	平成30年度田上町一般会計予算議定について	原案可決
第7	議案第35号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について	原案可決
第8	議案第36号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について	原案可決
第9	議案第37号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について	原案可決
第10	議案第38号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について	原案可決
第11	議案第39号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について	原案可決

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第40号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	原案可決
第13	議案第41号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	原案可決
第14	発議第1号	財務省の公文書「改ざん」の真相を求める意見書について	原案可決
第15		議員派遣の件について	決 定
第16		閉会中の継続調査について	決 定
		閉会	